

平成21年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成21年3月10日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	川端 良雄
総 務 部 次 長	富田 久和	総 務 部 次 長	中島 宗七
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	山本 治一郎

秘書課長 立入 孝次 総務課長 川端 弘一
企画財政課長補佐 竹中 宏

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二 事務局次長 井狩 重則
書記 赤坂 悦男 書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第1号から議第37号まで
(野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 他36件)
質疑、常任委員会付託
- 第4 請願第1号及び請願第2号
(セイフティーネット保証の保証料負担制度や制度融資の利子補給
制度の創設を求める請願書 他1件)
常任委員会付託
- 第5 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、3月2日と同様のため配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第6番、奥村治男君、第7番、西本俊吉君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、議第1号から議第37号まで、野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例他36件を一括議題といたします。

まず、議第1号から議第13号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。その順位はお手元の議案質疑一覧表のとおりであります。

まず、第16番、本田章紘君。

○16番(本田章紘君) おはようございます。議第1号の野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について質問いたします。

本基金は介護従事者の処遇改善を図る目的で、介護保険への直接的な負担を軽減するためにとられたもので、平成24年3月までの期限付きの基金条例となっております。結果的には、平成24年4月からは国の助成がないことから、介護保険特別会計の中で吸収するか、一般会計からの繰り出しになると考えられます。その後は単純に介護保険料への上乗せとなり、市民の負担がふえることになると判断しますが、お尋ねいたします。

また、介護保険料に上乗せして負担がふえることには、負担する側の大きな反発が予想されることから、このような基金でカバーする施策がとられたわけですが、このことによって介護従事者の処遇はどの程度改善されるのか。介護従事者の予測される人的充足度などの程度の効果があるのか、お伺いいたします。

今回の介護報酬改定は、介護従事者の増減等によっても変化する要因はありますが、平成21年4月から改定される介護保険料に直接付加した場合、どの程度の影響になるのか、お伺いいたします。

○議長(河野 司君) 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長(新庄敏雅君) おはようございます。それでは、本田議員の特例基金の質問にお答え申し上げます。

まず、今回の基金のもととなる国の交付金につきましては、介護報酬の改定による保険料の上昇分を抑制し、被保険者の負担の軽減を図ることを目的としており、第4期計画における保険料に限った措置であるとされております。このことから、第5期につきましては、この特例措置、交付金がないということから、市民への保険料の負担増となるものでございます。

次に、2点目の介護従事者の処遇の改善及び人的充足度につきましては、今回の報酬改定は介護従事者の処遇改善のために全国で平均3%の引き上げがされたものの、事業所のサービス内容によって一律に介護報酬が増加するものではございません。例えば、訪問介護の場合では、30分未満の身体介護や60分未満の生活援助での報酬は10%アップすることとなりますが、それを超える時間の報酬については据え置きされておるところでございます。よって、他のサービスメニューにつきましても同様に、その収入の差がつくということもございますので、このため、どの程度処遇改善にこの増加分が充てられるかということにつきましては、現在予想が難しい、できないところでございます。また、人的充足度の効果についても同様のことを考えております。

次に、3点目の保険料への影響分につきましては、国の交付金について第4期計画の数値によって交付をされておりますので、介護従事者の増減によって変化することなく、影響額は月額で58円、年額で696円となるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 月額58円、年額696円、これは今の段階では緩和措置がとられているということから直接的な影響がないことは承知いたしますが、3年間という猶予を設けて、その後引き上げていくことは自然に引き上がると、こういうことでございまして、否応なしということですね。

今回の処遇改善の背景には、やはり、介護従事者の職場を離れる方が非常に多い、離職される方が多いということからも来ている処遇改善であることは、これは説明の中でもされているわけでして、そういった背景を考えますと、いずれはこの流れはもっと充足していかなばならない問題であろうかと思えます。

そうしたときに何が起こるかといいますと、やはり、施設を有しているまちの介護保険料は高く、そうでないまちの保険料は安い、こういったアンバランスが生ずるわけでして、一生懸命施設をつくって市民サービスをしようとするほど、また介護の充実を

よくしていこうとしますと、より負担が大きくなる。こういったまちにおける格差が生じてくるわけですし、このことは施設を相互に利用している湖南圏域においてはあってはならない現象だろうと、このように判断するわけです。

特に、今回の改善のように、人件費に相当する部分で引き上げられますと、これは介護保険料でそのまま負担増となります。こういったことに対して今後の介護保険制度のあり方を含めて、現段階で市として何か考えていることはあるのか、ないのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、本田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ご質問でもありましたように、サービスを利用されるということによって保険料が高くなるというのは、結果としては出てまいります。本市におきましても、先ほどおっしゃっていただきましたように、入所施設、また、近隣湖南エリアは介護事業所も多いということで、在宅のサービスも他市から比べると多くご利用いただいた結果が介護保険料の結果にもなっておると思っております。

施設につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、湖南である程度調整をして、次期計画には何床を盛り込むとか、その部分については調整しながら今回の保険料に至ったということですので、その意味では上昇分とおっしゃる部分についてはある程度圏域で、整備計画というんですかね、何床ふやしていくとか、その部分については調整を図りつつ、動向も踏まえて進めていっているということで、極端に保険料が引き上がらない形で、引き続き圏域でも進めてまいりたいと考えておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 野洲市においても、悠紀の里の増床計画があります。各市でそれぞれ公的な施設、民間の施設、いろいろと充実されていくわけですがけれども、特に民間施設等についてはその存在する市の方々を優先的に入所させるといった施策もとられつつあります。これは、やはり待機者が非常にふえていっている、そういった中で、介護従事者の数はなかなか充足できない、こういったジレンマがあろうかと思うんです。

そういったさまざまな背景を考えますと、介護保険制度、施設の利用、そして、介護従事者の充足を高める、こういったことを考えて、湖南広域での介護保険制度の運用といっ

たことを考える時期に来ているのではないか。

施設を充実し、そしてサービスを充実するまちは本当にどんどん介護保険料が上昇し、そうでもないまちは負担が少なくなる、これはやはりもう一度考え直すべき時期に来ているのではないかなど。そういったことから、3年後には次の第5期の検討が始まりますので、その時期に合わせて、湖南広域での介護施設の共有化、従事者の広域での運用といったことを含めて介護保険制度を改善していく必然性があるのではないかと思うんですけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、本田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今ご質問いただきましたような湖南エリアでの統一というのはいざというときになかなか難しいなと思っております。これまで3期にわたりまして、大分介護保険料の差があるとか、基金等のこともありまして、第5期に向けての一本化というのなかなか難しいなという思いはしておりますけれども。ただ、今おっしゃっていただきましたように、施設利用というのは、市内でも他市の方も多く利用いただく、逆に野洲市の方も草津市を含めて施設利用されているという部分では、何らかの形で、あるいは圏域で、おっしゃっていただいていたように、保険料もご負担いただく部分については大きな差が出ないような取り組みも必要だと考えておりますので、その点につきましては、次期に向けまして、これから第4期がスタートするということですのでけれども、第5期のことも視野に入れまして少し検討をしてみたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） おはようございます。それでは、野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例に関して質問を行います。

本基金条例の制定は、介護従事者の劣悪な労働条件や低い水準の給与を改善するということで、今回、介護報酬が改正されます。これに伴いまして介護保険料の上昇抑制のため、全体では1, 154億円の国費を臨時に投入する財政措置を行うというものであります。私は、この国の措置そのものは当然だと思えます。

野洲市の場合、平成21年度と22年度の2カ年で2, 225万1, 000円が配分されます。しかし、問題点もいろいろあると思えます。今回の措置では3%の介護報酬改定

と言っていますが、ご承知のように、過去2回、この介護報酬は引き下げ改定がされております。これにより約4.5%が引き下げられております。今回の3%ではこれを取り戻すことができないと考えられます。そういう意味では、厚労省が言うような給与引き上げと処遇改善につながるかは疑問であります。これを前提にいたしまして何点か質問を行います。

1点目に、本市の場合、4期計画でこの基金条例に基づいて、先ほど言いました2,225万1,000円が介護保険会計に入りますが、これにより保険料の上昇抑制額は幾らになるのかをお聞きしたいと思います。

2点目に、今回の介護報酬改定は、すべての介護報酬に一律3%を上乗せするものではありません。厚労省は、サービスの種類や有資格者の人数など、事業所によって引き上げ幅が違うと言われております。そうであれば、介護報酬引き上げですべての介護事業所等に反映しなくなるわけでありまして、1点目に、この点、どのような介護事業所が今回の報酬改定の条件を受けるのか、つまり、収入がふえるのか。逆に、どのような事業所の場合、これを受ける条件が低いところが出てくるのか等の問題について、市の見解をお聞きいたします。

2つ目に、具体的に1つお聞きしますが、今回、3%の介護報酬改定は、厚労省は約2万円程度の給料引き上げ、処遇改善と言っていますが、先ほどと関連しまして、本市の場合、市内の各事業所や介護従事者においてどの程度反映することが見込まれるのか、また、介護保険事業の運営に責任を負う市の行政として、私はこれらを把握する必要があると考えますが、この点についての答弁、見解を求めます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、小菅議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の保険料の上昇抑制につきましては、1号被保険者の保険料の軽減分として交付金を充てるということから、先ほども本田議員にお答え申し上げましたように、月額で58円の抑制でございます。

次に、2点目の報酬改定を受ける介護事業所につきましては、訪問介護の場合では、先ほども申し上げましたように、30分未満の身体介護や60分未満の生活援助では報酬が10%アップをしておりますが、それを超える時間報酬は据え置きとなっております。また、デイサービスで申しますと、事業所の規模が小規模及び通常規模は報酬単価が据え置

きをされておりますし、今回新たな新設区分となる大規模のデイ施設では4%の引き下げをされるなど、サービスの種類、利用者によって、実は今回の報酬がさまざまな形で上下しているものでございます。

次に、介護事業所従業者の給料引き上げにつきましては、今回の報酬改定は、先に申し上げましたとおり、サービス区分ごとの改定がさまざまで、引き上げ額を把握するのは少し困難な状況でございます。介護報酬増分がどこまで賃金に反映させられるかは各事業所の判断にゆだねられているところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 58円が反映するわけでありますが、それはそれとしまして、先ほど言いました2点目、3点目の問題についてお聞きしたいわけであります。

はじめに言いましたように、今回の基金条例は、一言で言うと、保険料上昇を避けるための財政措置であります。先ほど話にありましたように、これは第4期の2カ年だけのことでありまして、私は抜本的な介護保険制度の改革ではないと思うんですね。これをわずか2カ年、第4期だけのことになれば、これも先ほど話がありましたように、第5期計画では一気にしわ寄せが来るわけですね。それについてどう認識されているのかがよくわからない。つまり、これは第1期のときに基準値が全国平均が2,911円、第2期が3,293円、それで、第3期が4,090円なんですね。これが今回の措置が第4期だけになれば、第5期はかなりまた負担が考えられます。

それで、1つお聞きしたいわけでありますが、先ほどは本田議員の質問も含めて踏み込んだ答弁をされませんでした。国の今回の措置は、これまで国が一貫して否定していた介護保険事業に対する一般財政の投入を、国が曲がりなりにも一時的にしたわけですね、今回、1,154億円を。それを考えるならば、もちろん基本的に第5期も国が面倒を見るべきだと私は思いますが、だめな場合でも、これは市が負担すべき措置だと思うんですね。その点、どう考えておられるのかをお聞きしておきたいと思っております。国がいわゆる2次補正関係でしたわけですけれども、これが終われば後は知らないというのでは、国も市も被保険者に責任が持てないと私は思いますので、基本的には国が責任を持ちつつ、だめな場合でも、今後、市が責任を持つべきだと考えていますが、その点、どう考えておられるのかお聞きしたいと思っております。

それと、厚労省が、これも先ほど部長答弁ありましたが、今回の介護報酬の改定に際し

て、処遇改善に結び付くよう手厚い配置や有資格者を多く配置しているところを評価する、こういうことも言っていますね。それと、雇用形態、サービス、地域、規模ごとに実態は異なるので、一律にひとしく還元されるわけではないとも言っています。だから、全体として、介護報酬の基本報酬部分をトータル的に引き上げるよりも、一定の基準、要件を定めた上で加算などによって個別に評価する方向を、これは今回の中心点なんですけれども。だから、このままでは、全国もそうですけど、野洲市に関連する介護事業所、あるいは介護現場で働く人々の差別化というか、選別化というか、もっとわかりやすく言えば、今回の報酬改定が、恩恵を受けるとこと受けないところが極端に差が出てくるわけですね。それでは本当に介護従事者の改善にもならない、ひいては、介護サービスの充実にもつながらないと思うんですね。その点、先ほどの答弁では、その種のことについて調査とか、あるいは把握については困難と言われましたが、それでは、私は、全体もそうですけれども、とりわけ野洲市民の介護利用者に対する市が責任を負わないと思うんですね。だから、私は、それを困難だからつかめないというのではなく、やはり最低限野洲市に関係するところの事業所を中心につかむべきだと思うんですね。本当にこれが事業所と従事者に反映されるのかどうか、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 小菅議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っています。

まず、今回の緊急対策という部分で、今後の負担の方向についてご質問いただいたと思っておりますが、今回、国はこの介護保険を、交付金を出すという部分が、近年の景気低迷によりまして高齢者にも経済的な負担が大きくかかっているという趣旨のもとに保険料の軽減という緊急措置をとったということでございますので、この部分については、今回の経済対策の一環という受けとめをしておりますので、今後の次期3年後の計画につきましては、景気が戻れば本来のご負担いただけるような部分には仕組みがなっていくのかなということを思っておりますし、そのことによりまして、市が新たに負担をしていくという部分につきましては、そこまでの考えに及ばないと考えております。これまでどおりの基本の50%、50%の負担比率の中で介護保険は運営をされていくべきであろうと考えております。

また、今回の改正につきましては、今もご紹介いただきましたように、入所施設でも、おっしゃるように、基本のサービス単価が、介護度によっても少し変わりますけれども、

例えば市内の老人福祉施設ですと要介護5で基準単価が1.3%ぐらい単価が上がっております。それに加えて、あと、夜間とか認知症のケアとか、そういう個別のメニューをしている事業所に単価アップがなるというふうな仕組みになっております。この分については、施設についても少しシミュレーションされておるようですけど、まだ実態としては把握いただけていない。少し聞き及びますと、恐らくは2%までは行かないだろうというような試算ということですが、今後、介護される利用者によっても変わってまいりますし、施設についても、その費用額については少し推しはかる部分はなかなか難しいというようなことも聞いております。ただ、この制度が開始になりまして、4月以降給付が始まるわけなんですけれども、それらで個々に毎月給付費が市の方にも送付されてまいりますので、そのあたりで、時間が経過した中で今回の報酬改定がどのように反映したのかという部分も市でも少し検討とか分析もしてまいりたいし、各施設とも情報交換もしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 今後の影響につきまして、情報交換なり分析なりをするということではありますが、それはそれでよろしくお願ひしたいと思います。

これは市長も関係するんですけど、改めてお聞きしておきたいと思いますが、今回、第4期介護保険事業計画に対する臨時の措置なんですね。いわゆる緊急経済対策、2次補正関係なんですけれども、後期高齢者医療制度もそうなんですけど、介護保険制度も本当に運営は地方自治体にとって難しく大変なものなんですけれども、そういう中で、緊急対策として第4期はやるがその後は知らないという、こういう国の本当に小手先の対応は、私は極めて疑問だと思うんですね。だから、そういう意味では、一番はじめに言いましたように、もっと介護保険制度が持続可能な適切な制度になるよう、第5期以降も抜本的な、今回のような対応も含めて行うべきだということを国にもっと主張すべきだと私は思うんですけど、その点についてはどう考えておられるのか。何も考えておられないのであれば結構ですが、考えておられるのであればお聞きしたいと思います。

それと、これも、私、市が全く努力もなしに運営されるとは、先ほど言いましたように、後期高齢者医療制度にしても介護保険制度にしても運営が本当に難しく、それなりに努力されているのは評価するわけですが、今回の措置が、これは確かにどういう効果、影響が表れてくるのは難しい側面があるんですけども、私も何人かお聞きしたんですけ

ど、今回、本当に介護従事者の待遇改善、給与引き上げにつながるのかどうかお聞きしたんですけど、やはり事業所によっては、事業所としての収入はほとんどふえないのではないかと、それどころか、今回の引き上げ部分は、いわゆるこれまでの赤字の埋め合わせや施設・設備の改善に回すので、給与引き上げに回せないというか、回らないというか、そういうことが懸念されているわけですね。それでは本当にこの基金というか、制度の目的を達せないと思うんですね。そういう意味では、先ほど部長が言われました、今後、各事業所なりの情報交換なりいろいろされると言いましたが、各事業所に対して、介護従事者への処遇改善がされるよう具体的な指導をせなだめだと思うんですね。その点、どう考えておられるのかどうか。これは単に事業所及び介護従事者だけの問題ではなく、回り回ってサービスに影響してくるわけですから、その点、どう考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員のご質問にお答えいたします。

介護保険制度は、ご承知のように、本来、税でやるべきか保険でやるべきかという議論があって、結果的には税と保険と半々になっています。これは、地域によってサービスの状況が違う、それに見合った負担ということもあったと思いますし、ドイツでうまく保険でやっているからということもあって半々になっています。いろんな矛盾は抱えていまして、当然、サービス供給がふえれば負担がふえてくるという矛盾を負っていますので、それを保険者だけで負担するのかどうかということがありますから、今は半々ですけれども、今後、市民の負担が過剰にならないような制度設計がされるべきだという問題認識は持っておりますので、これは市だけでは対応できるものではないと思っていますので、そういう意味では、そういった問題を現場で整理した上でさまざまな提案は必要かなというふうに思っております。

それと、実際、今回の改正で従来よりは少し大き目のお金が動くということですが、それが当事者のところでどれだけサービス供給が高まったのか、あるいは経営に資するののかについては、当然、その効果については一定のフォローはしていかないといけないと思っています。指導というレベルの話かどうかは別として、現在の改正がどういう好影響を与えているのかということについては、きちっと把握をしていって、必要な対応は行うべきかなというふうに考えております。

以上、お答えいたしました。

○議長（河野 司君） 次に、議第14号から議第32号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。その順位はお手元の議案質疑一覧表のとおりであります。

まず、第16番、本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 16番、本田章紘でございます。引き続き、議第14号平成21年度野洲市一般会計全款についてお伺いいたします。

平成21年度一般会計予算において、業務評価等によって厳しくされた予算や、対象者数の増加によって伴って見直された100歳の祝い金の減額等については説明がされております。

一方で、情報として伝わってこないのが、負担金、補助金、委託事業の全容であります。厳しい予算編成の中でどのような状況になっているのか、今後、どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

以前は、負担金、補助金、委託事業については、総括してまとめられたものがあり、内容の比較や経年的変化等が容易にチェックすることができました。厳しい財政状況から、負担金や補助金、そして委託事業についても、予算全体の把握と個別の評価を行っていく必要があると感じますが、見解を伺います。

今後は、個別の事業評価を行い、既得権益のみで事業を継続することを防止する観点からも、集約したまとめが必要ではないでしょうか。

補助金、委託事業に関して一定の基準が定められているNPO団体や法人化団体以外の団体の収支決算の詳細な確認はどのようになされているのか伺います。

総会資料等のみに依存することなく、事業内容や収支の状況、補助金の割合等が的確に評価できる報告書の様式が定められているのかお尋ねいたします。

補助金、委託事業は、当然、申請に基づいて支給されているわけですから、報告書の内容を照合して、事業目的が的確に達成されていることや、補助金、委託事業が必要であるのか、内容と手段を評価された後に支給されているのか、お伺いいたします。

負担金に関しては、本当に必要か、改めて評価して見直す必要があると感じますが、見解をお伺いします。

以前に行った同様の一般質問に対して、申請時には個別にゼロベースでの評価を行っていくとの答弁があり、その後改善されていると思いますが、実際、どのように現在行われ

ているのか、お伺いいたします。

厳しい財政状況の中で、高齢者の負担増や祝い金までもが減額されざるを得ない現状であることから、既得権益を改善する必要があります。資料のまとめと提供を求めるものがあります。見解をお伺いいたします。

次に、議第26号平成20年度野洲市一般会計補正予算中、款3民生費、項2児童福祉費中の子育て応援特別手当事業についてお伺いいたします。

今回の子育て応援特別手当の手續については、定額給付金の関連法案が国会を通過したことから、実施に向けて具体的な作業に入ることになります。以下の点について質問いたします。なお、本予算の背景は、定額給付金給付事業と同様であると判断して質問いたします。

1つ目。定額給付金は、市町村が差し押さえることはその趣旨に合致しないとしていることから、本事業においても同様の判断になると理解できます。一方で、市営住宅の家賃、市民税、保育園や幼稚園等の利用料であったり、給食費等の悪質な滞納者については、支給と並行してどのような措置を考えておられるのか、お伺いいたします。

2つ目。定額給付金と同様に、すべての所得の認定から対象外になると判断します。このことから、国民健康保険税や介護保険料、公営住宅の所得制限、確定申告等、その他所得によって制限を設けているすべての所得の対象外と判断していますが、お伺いいたします。

3つ目。本事業については、市民の皆さんへの周知はほとんどされていないことから、理解度は低いと判断しています。内容の周知徹底をどのように実施されるのか、お伺いいたします。予算説明の中で、対象は1,100人前後と聞いていますが、問い合わせや説明は定額給付金給付事業と同じ場所で一緒に取り扱うことが適切ではないかと考えますが、その点についてお伺いいたします。

また、この事業に係る経費も国からの支援の対象となるのか、お伺いいたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 皆さん、おはようございます。議第14号平成21年度野洲市一般会計全款についての本田議員のご質問にお答えいたします。

補助金、負担金等の評価と見直しの必要性につきましては、財政健全化に向けた改善課題の1つとして重要視しているところでございます。本市におきましては、かねてよりこれらの補助金や負担金の交付の必要性をいわゆるゼロベース評価する手法で今後の見直し

のあり方を見定めたいと考えてきたところでございます。そうした中で、行政評価外部評価委員会で、事業補助金の評価や広域協議会等負担金のあり方についての検証を実施願ったところでございます。

しかしながら、補助金では161件、また、負担金では309件のすべてを評価・分析して、補助対象者や関係する広域の他の団体との調整を行うには多大の時間、あるいはまた、労力を要しますことから、現状、統一的な改善にまで至っていないのが実態でございます。

そうした中で、平成21年度予算におきましては、外部評価で審議いただきました負担金や補助金を中心に理論的な整理が図られたものや関係者との調整が一定整いましたものを対象にいたしまして、可能なものから見直しを図ったところでございます。

次年度の平成21年度の財政健全化対策の強化推進におきましては、すべての補助金、負担金などを対象にいたしまして、当該団体の事業や会計の状況をはじめ、補助や負担等の成果を的確に判断できる基準を考案し、合理性のある見直し案を示し、議会、また市民の理解を得てまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、続きまして、子育て応援手当のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

1点目の滞納者への対応ですが、子育て応援特別手当は、厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育の子育ての負担に対する配慮として支給するのが目的であり、子育てに係る費用に充てることを目的としているところから、滞納者に対する手当は、本手当の趣旨を踏まえ、慎重な対応が必要であると考えております。滞納者には、手当に関わらず、納付勧奨に努めてまいりたいと考えております。

次に、所得判定では、所得税、個人住民税上の扱いは一時所得とされ、これには50万円の特別控除があるため、他に一時所得がない場合には課税所得は発生しないものとなります。よって、経費を引いた一時所得と子育て応援特別手当の合計額が50万円以内であればすべて所得の対象外と判断するとなっております。

次に、市民への周知につきましては、「広報やす」をはじめ、市ホームページ、各自治会回覧により周知を行うと共に、幼稚園、保育園等において保護者あてに案内文書を配付し、申請を呼びかける予定をしております。問い合わせ、説明は、定額給付金業務と連携しな

がら進めていきたいと考えておりますが、詳細な問い合わせは原課の社会福祉課で対応してまいりたいと考えております。

また、事業に係る経費は国からの支援の対象となり、主なもので、人件費、消耗品、印刷製本、郵送、口座振替の手数料等が対象となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 議第14号の21年度の補助金等についてですが、今まではゼロベース査定というのはなされていないというような判断でいいんでしょうか。申請時の評価というのは現段階においては行われていないと見ていいのか、それとも、行っているけれども、より内容、それとも評価等について基準を設けて充実していきたいとおっしゃっているのか、そのいずれか、お尋ねいたします。

確かに、21年度の予算において補助金や負担金について大きく見直されていることは承知しております。450万を超える金額が既に経常予算の中でなされていると見ているわけですが、ただ補助金等について見えない部分、内容がしっかりとつかめていない既得権的に継続されている内容というのではないのか。そういったものにもメスを入れていく必然性がある。やはり、全市民に対して施策を展開する中で厳しいということを申し上げるならば、特にこういった補助金、それから委託事業、そして負担金といったものについては厳しい評価をすべきである。そして、まちづくり条例の中で、これから活動される団体に対する補助金というのは、一定の期間を設けて実施されるというようなことが今検討されつつあるわけですし、そういったものとのバランスをとる上からも団体に対する補助金等については、一定の基準を設けてすべての施策が同様に行われるように図っていただかねばならない、このように考えます。

そうしたときに、確かに項目は非常に多いわけですが、これについてメスを入れていくことが健全な財政運営の根幹になってくるのではないかと、このような気もいたしますので、再度お伺いいたします。

また、一覧表等の提供については早急に全議員に配付していただけるのか、お伺いしたいと思います。

子育て応援特別手当ですが、確かに今回は子育て支援ということで給付されるわけですから、できるだけその方向で使っていただくことも大切である。一方で、自分が払うべきお金も払われていない、もらえるときはちょうだいしますよと、こういった考え方も矛盾

があることも確かである。お渡しするかわりにこういったものについてはどういう形でお払いいただけますかということを確認していくことも大事ではないのでしょうか。

これは、定額給付金も同様でしょうと思うんですが、やはり、特に子育ての中で幼稚園や保育園の利用料であったり、それから給食費であったりというのは、全く同じレベルで考えるべき問題ですよ。ですから、もらえるものはもらうけど、払うべきものは払わないよと、こういうことではいけないと思うので、そこで、やはり、払っていただける努力をしていただく。当然これを機会にお渡しするけれども、これについては今後どうして払っていただけますかと確認する一番いい時期であろうと思うんですね。当然、申請に市にお見えになるわけですから、その方々について特に面談等ができるような配慮もしていただくことが必要ではないかと思うんですけれども、改めてお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本田議員の補助金についてのご質問にお答えいたします。

補助金につきましては、さっき総務部長が申し上げたような件数がございます。考え方としては、補助金に厳しくというよりは、補助金は温かくだと思っております。まさに市民の活動ですとか団体の活動に対して市と一緒にやろうということで、そういうスタンスでやるべきかと思っております。いわゆる1で2の仕事ができる、1で3の仕事ができるということでもありますから、市税としてはそういうことだと思っております。ただ、本当に効果があるのかどうか、あるいは公平性が保たれているのかどうか、そういった観点からは総合的に見直すべきかなと思っておりますので、これも先ほど総務部長がお答えいたしましたように、5月を目処に新たな行財政、特に財政改革のプログラムを策定しようと思っております。その中できちっとした整理と今後の見通しを出させていただきたいと思っております。

ただ、先ほど求めていただきました現行の補助金につきましては、常任委員会の審議までには議員の皆様方にお配りさせていただくように準備をいたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回の手当につきましては、スケジュールとして、早い方で5月中に給付できるのかなという考えをしております。これにつきましては、おおむね交付申請をいただいて口座で振り込むということで、なかなか窓口での申請に来られる方というのは、全体から言うやや少ないのかなという気はしておりますけれども、先ほどおっしゃっていただきました

ように、義務を果たしていただいて、権利を行使していただくという、当然そういうことになると思います。今回、早い方で5月末に給付するということですので、市としましては、この3月、4月、納付勧奨に努めて、結果としてはこのような手当が今後の子どもたちの、本来の趣旨も子育てのちょうど年代層、児童手当が少し下がった段階で少し家計の負担が減る、教育費に充てましょうという趣旨ですので、保育園なり幼稚園なりの教育費に充てていただくというのが趣旨にも反しないと考えておりますので、そういう意味で、4月までに納付勧奨しながら、ある意味では、このような手当があるというのを、その方にも個別にお伝えできる機会だと思っておりますので、そういう機会を生かして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 市長の答弁の中で、少し私の思いと表現が足りなかったのかもわからないですが、お金の使い方に厳しくと申し上げているわけで、事業そのものはおっしゃるとおりだと思うんです。やはり、どうしても慣例的に既得権益で支給されているというのは過去の事例からもあろうかと思うんです。そこを見直していくという1つの大きな決断が大事な時期であると、このように申し上げておるわけでございまして、ぜひ、積極的に取り組んでいただいて、必要なものまで削って下さいとは申し上げません。やはり、辛抱するときはみんなで辛抱していこうなというところが財政の厳しい運営であろうと思いますので、ぜひ取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

ただ、申請時の審査というのが非常に大事だと思うんですね。それと、補助金等については継続的に行わねばならない補助金といったものが一部にあらうかと思いますが、基本的には、団体を支援する場合というのは、限られた期間内における支給であらうと思うんです。そういった基準等が今明確になっていないところから既得権益が発生しているのではないかなと、そういった気もいたしますので、そういったことについての、要は、補助金事業の基本的な基準といったもの、そういったものまで含めてご検討いただけるのか、改めてお伺いいたします。

子育て応援特別手当ですが、確かに今回は限られた方々とはいえ、1,100人もの対象の方がいらっしゃるわけですから、ぜひ効果的に使っていただけるように、また、市の財政から見ても、負担すべきはぜひ負担していただける、そういったいい機会としていただけるように取り組みをいただきたいなど。こういったチャンスを大いに活用していた

だきたい、このように思います。

以上、補助金事業についてのみ答弁をお願いいたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 本田議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

ご指摘をいただいておりますように、補助金行政の中で既得権益、そうしたものの防止をする観点からも、財政健全化の上では大変大事なことはなかろうかという認識は持っております。そうしたことで、おっしゃっていただいておりますように、それぞれの団体からの申請時の段階での審査というのは非常に大事なところかなというふうにも思っております。

そうしたことで、先ほどもお答えいたしましたように、より補助金行政の適正化を図るためにも、そうした判断基準というのを明確にしたものを来年度作成してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、第8番、矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） 8番、矢野隆行でございます。私は、議第14号平成21年度野洲市一般会計予算について質問させていただきます。そのうち、款3民生費、項3の生活保護費の中で、扶助費予算が平成21年度2月末日時点で113名の予算が計上されておりますが、100年に1度というこの不景気の中でますます生活困窮者がふえ続けることが予想されますが、次の点をお伺いさせていただきます。

1点目。今後の相談窓口は現状の体制で仕事がこなせるのでしょうか。

2点目。今後、生活困窮者はどのくらい本市の中でふえるのか、予測はどれくらい見込んでおられるのか伺います。

3点目。緊急に住所のない方への支援体制はできているのか。

この3点、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 矢野議員の生活保護に関しますご質問にお答えさせていただきます。と思います。

1点目のご質問につきましては、現在、相談窓口には2名のケースワーカーと1名の査察指導員が主に相談活動を担っております。今後、派遣契約切れ等によりまして相談が増

加すると予想はされておりますけれども、現職員で対応できるものと考えております。

2点目につきましては、現段階での派遣切り等、生活困窮者の相談、また、申請は今後ともふえてくるものと予想しております。昨年12月以降の生活保護申請件数は、12月が3件、1月が9件、2月が12件、3月につきましては現在5件となっておりますけれども、今後、1カ月当たり10件前後の申請を予想しております。

3点目につきましては、事業者による解雇等で社員寮等からの撤去を余儀なくされた方には、解雇による住居喪失者に対しての職業安定所による住居のあっせん、また、職業安定資金の融資等の事業を活用いただくよう指導されておりますし、また、本市でも生活保護申請の希望者で居住先のない場合には居住場所の確保の支援も図りながら保護の決定をしてみたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） それでは、再質問させていただきます。

先日も生活困窮者と共に相談窓口に来させていただきましたけれども、そのときに、ケースワーカー2名と指導員がおられるということなんですけれども、実際は専門の相談員が出張中でしっかりした相談が受けられなかった状況が起きております。この相談所の場合ですけれども、この野洲市内にたまたま友人がおられて、今、そこにしばらくご厄介になっておる状況でございます。が、しかし、この方の場合でなくて、例えば、頼る方も住むところもない方に対しまして、相談者が来られた場合、相談を受けられずに、その日から住むところがまずなくなるという状況が起きるわけでございます。健康の有無にも関わらず、このような事態は実際今起きております。こういった状況打開のために、今後、相談者はいつ発生するかわからない状況でもありますし、そのとき担当者が相談できない状況も、これは1回でもあってはいけないことでもあります。こういった状況をどのように解決されようと今思っておられるのか、見解を伺います。

2番目に、生活保護を受けられる資格者に対しましては、本当にハードルが大変厳しい審査があるようでございます。この中の1つにですけれども、これは厚労省から打ち出しが出ているとは思いますが、固定した住所がこれまで確かにあったかと思っておりますけれども、最近では、今おられるところが住所であるということで、これを認めるようにとの指導もあったように思います。こういった点につきましてはさまざまな問題点も出てくるとは思いますが、こういった問題点と、今、本市ではこの状況をどのようにと

り行っておるのか、詳しくご説明を伺いたと思います。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 矢野議員の再質問にお答えさせていただきたいと思
います。

今おっしゃっていただきましたように、最近、件数が少しふえているということもござ
いまして、基本には3名、ある程度生活保護の場合はケースワーカーについては専門的な
対応というのか、決定していただいて生活資金を給付する部分で少し他の担当ですぐに対
応するというのはなかなか難しいものがありますので、現在は、3名プラス課長も入りま
して窓口で対応するように心がけておりますが、ご来庁であったときには対応が十分でな
かったということで申しわけなく思っております。今後、今おっしゃっていただきました
ように、必ず誰かが残るような形でその場で申請に至る書類等をきちっとご説明できるよ
うに、今後も改めて進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思
います。

また、住所決定という部分については、今ご紹介もいただきましたように、国の方でも
ホームレスの方も含めて決定していくということで、再度確認というのか、統一した通知
を出されているところでございます。これまで本市としましては、基本的には野洲市内に
居住、引き続き住んでいただけるという意思のある方に定まった住居を確保いただいて決
定をするということになりますし、少しその決定に至りましては、基本的にはご本人さん
で住居を見つけていただく。なかなかアパートが借りられない場合は、同居というのか、
ある程度部屋が別に確保されるなどの同居の部分についても保護の決定もできるというこ
ともございますので、今後は国で定められていますような通知も踏まえまして、ある程度
住所についても、これまででも野洲市としまして不動産業者等へも連携を図りながら定住
先も支援してまいっておりますので、引き続き意思のある方で、派遣切り等でいいますと、
ある程度就労意欲のある方に保護決定をするということで、もちろんこれから就労支援の
アプローチに対する支援もしてまいるわけなんですけれども、住居部分については、国の
示すことを踏まえまして慎重に決定できるような形で進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） それでは、再々質問という形で。

例えば、このように住所が、本当に住むところがない場合の緊急対策といたしまして、今、民間の、NPOですけれども、グローバルヒューマンが、家のない方に対しまして、また、仕事のない方に対しまして救世主みたいに立ち上がってくれております。しかし、こどもほとんど限界があるようにお聞きしております。

このNPOを少し紹介いたしますと、これはネットで見させてもらったんですけれども、グローバルヒューマンといいまして、京都に拠点を置いていまして、例えばこの内容を読みますと、「『ホームレスなんて、皆ただ怠け者でしょ』という誤解・偏見がホームレスの社会復帰に対する最大の妨げになっています。ですが、彼らの多くは『働きたい』『アパートで暮らしたい』と願っていますし、ホームレスをしながら頑張って働いている人もいます。しかし、わずかな収入ではアパートを借りることもできず、『住所がない』『保証人がいない』『電話がない』『年齢制限』『体調不良・病気』などの理由で、就職活動も思うようにできません。いったんホームレスになった人が、再び社会復帰するのは、皆さんが想像する以上に大変なことなのです。今日、『失業』『リストラ』『倒産』『賃金カット』などによる生活困窮、『高齢化』『病気』『家庭不和』など誰もがいつ直面してもおかしくない、様々な事情・悩み・苦難を抱え家を失い、ホームレス生活を強いられている方々が多くいるということを理解してください。何らかの理由によりホームレスになってしまった方々に手を差し伸べてください。皆さんご協力のもとに非営利団体であるNPO法人グローバルヒューマンは活動を続けています」。こういった趣旨で今やっていただいております。たまたま今僕が相談の方はこのグローバルヒューマンと連携をとりまして住みかは何とか見つけそうになっておるわけでございます。

そういった中におきまして、やっぱり行政といたしましても少し考えてほしいわけなんですけれども、これは私の考えでありますけれども、これは実現するかどうかはまた頭をひねっていただきたいんですけれども。例えば、都市建設部と連携していただきまして、市営住宅の空き家の改修が必要であれば、この生活保護の観点から改修工事を行っていただきまして、住む家がない、仕事がない方々の緊急対策として、次の生活のステップのための住居を提供すること考えてみてはどうかと考えるわけなんです。将来、この野洲市を担っていただける若い世代の手助けは本市の将来の財産となっていくはずは返ってくるのではないのでしょうか。当然、これに関しましては、今までの市営住宅の入居基準が変わるわけですから、その点も十分協議していただきまして、それを待てない状況が今本当に現場で起きているわけなんです。そういった点を、今後、手だてをしていくようにしては

しいわけですが、この点につきまして見解を少しお願い申し上げまして、質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、ただいまの矢野議員の再々質問ということで、住居のない方のための市営住宅の活用というふうなことでご質問がございました。確かに市営住宅は、現況、古い部分については、政策的なものもございますけれども、空き家も当然修繕しなければならない部分もございます。そういった意味で、ただ、今日まで我々の方もいろんな形でご相談を受けたのは数件ございますけれども、特に差し迫ったものがなかったというふうなことで、我々もそれ自体の準備はしておらないわけですが、今後また関係機関とも含めてご相談しながら進めていけたらという思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、一般会計予算案についての質疑を行います。

まず1点目に、予算案についての全体評価の問題であります。

昨年来のアメリカの金融危機に端を発した景気悪化で日本経済と国民の暮らしはかつてない危機的状況となっています。これは日本経済そのものが、いわゆる自動車産業に象徴されますように外需頼み、すなわち、輸出中心の経済構造にあることでもあります。アメリカ経済と景気が悪化すれば一気に日本経済が影響を受けています。

そこで、このような事態の中で、これまで議会でも再三取り上げてきましたように、日本でも大企業が景気悪化を理由に大規模に非正規労働者の雇いどめ・解雇を行っています。これは本市でも同様でありまして、村田製作所や日立ツールでも多くの派遣労働者の雇いどめ・解雇を行っています。

一方、社会保障制度につきましても、相次ぐ医療制度の改悪で後期高齢者医療制度に見られますように、今や、自民・公明党内閣のもと、生活不安と将来展望を失わせる政治となっています。今後においても、麻生内閣が進める経済対策にしても、選挙目当てと言わ

れる1回限りの定額給付金実施で、今後、消費税の増税も計画するなど、国民の批判が広がっているところでもあります。

簡単に現状を述べましたが、こういうときだからこそ、市予算を考える上で、国や県の政治をどう見て、どう評価するのか、そして、市民の暮らしをどう守っていくのかが、今ほど問われているときはないと思います。

この点、市長は、本定例会での施政方針や一般会計予算の提案説明では、特徴としては、本市財政の根幹をなす法人市民税が11億円の大幅な落ち込み等により、財源不足が生じるため基金取り崩しなどで編成したとされています。さらに、次年度、22年度以降はさらに予算の編成は困難なものになるとも言われています。

そのため、財政のあり方、予算の編成については、政策評価により検証された施策の優先度や改善方針に基づき編成をした、また、内部評価による検証や外部評価による提案された内容を踏まえた予算であること、さらに、今後、行政改革と財政健全化計画を着実にすすめる中での編成ともされています。

以上を基本に本予算案を編成されていますが、予算を見ますと、主な事業で、総額24億円の野洲駅前整備事業を見直し・再検討されること、また、有隣館建て替えについても再検討されること。これらは、これまで我が党が指摘してきたところでありまして、今回の見直しは評価するものであります。しかし、一方で、同和関係予算では、基本的にこれまでの部分を踏襲されており、私は問題点と課題があると考えます。

このような中、市民の暮らしと営業、雇用と社会保障制度を守る市民本位の予算が求められていますが、何点かお聞きしたいと思います。

1点目には、市長は、新年度の予算編成に際して、当初、「財政は大変だが、市民サービスは後退させない」とも言っていました。しかし、本予算案を見ますと、高齢者や障がい者の介護激励金を2万円から1万円に減額、幼稚園保育料は新年度から年額7万3,200円から7万5,600円に値上げされます。100歳の敬老祝い金を30万円から10万円に、国民健康保険税は介護分として平均3,300円の値上げ、さらに、小中学校の児童会・生徒会の補助金まで減らしています。一方、市民サービスでは、現在、検討中と言いながら市内循環バスの土曜日運休、中主保健センターでの乳幼児健診の廃止。以上、多くの施策・制度で市民への負担強化とサービス後退が私は目白押しだと考えます。これでは、今暮らしが大変な市民の生活を守ることができないと考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目に、具体的な件で何件かお聞きいたします。

本予算案では、医師確保のため野洲市病院に対して今年度に引き続き、新年度も2,000万円を計上しています。言うまでもなく野洲病院は本市にとって地域医療の拠点であり、市民の多くが利用する医療機関であります。これまでから滋賀医大の小児科医師の派遣引き揚げによる日曜日診療の休診。これらは、小児科に引き続き、外科でも同様であります。これらの点を考えますと、新年度でも2,000万円を計上するわけではありますが、市民の期待に応える医師確保へこの補助はどのように生かされているのかをお聞きしておきたいと思えます。

次に、教育費の青少年教育費の学童保育所運営費のうち、こどもの家改修費2,016万円の件であります。この予算は、1学童の定数を70名、すなわち、70名を1ユニットが補助の条件であるとして、現施設をそのままにして間仕切りなどを行い、2つの学童とするものであります。補助の条件が70名単位であることはわかるわけではありますが、だからといって、本予算案に示されております現施設を間仕切りしただけで2施設とするのは、現実問題、それだけでなくとも手狭な保育室での保育や運営に支障を来すと考えます。

そこで、事実上、机上の議論での70名定員2ユニット制は、本市学童の実態に合わないと思えます。それどころか、先に言いましたように支障も考えられますが、その点、どのように考えておられるのか。

2つ目には、基本的には今提案されている方向ではなく、施設の増築なり、分離・新設の学童の設置が必要と考えていますが、この点は考えられなかったのか、お聞きしておきたいと思えます。

次に、同じく教育費の中学校費及び小学校費の児童会・生徒会の補助金であります。

これらの補助金は、児童・生徒の自主的な活動を応援し、学力のみならず、社会性を身に付ける上でも重要な活動であります。しかし、予算案では昨年比で減額しています。この時期、一層の活動が児童会・生徒会に求められているときに減額は適切でないと思えますが、その理由なり、それと、今後の活動を減額によりどうされようとしているのかをお聞きしたいと思います。

以上、質問といたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 小菅議員の第1点目の平成21年度一般会計予算案の総括的な見解についてのご質問にお答えいたします。

平成21年度一般会計予算案におきましては、現在の本市の危機的な財政状況を念頭にいたしまして、行政評価などによりまして検証された施策の優先度や改善方針に基づきまして編成をしたものでございまして、超緊縮予算となったところでございます。

その過程におきまして、市民生活に影響する福祉や教育関係予算につきましては、最大限その水準を維持すべく考慮したところでございますが、今般の法人税の大幅な減収により、激励金や祝い金などにつきましては、市民の方々には一定のご理解をお願いすることとしたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 続きまして、小菅議員の2点目の医師確保についてのお答えを申し上げたいと思います。

国の医師臨床研修制度により医師が都市部の病院に集中するなど地域における医師確保が困難な状況が続いており、野洲病院におきましても同様に厳しい状況下にあります。中でも、周産期医療や小児救急医療など地域医療に大きな影響を及ぼす産婦人科・小児科医師確保につきましては、医師の待遇改善も含めた確保施策を講じる必要があることから、20年度より助成の支援をしているものでございます。

その結果、20年度内に産婦人科医師が3名確保できましたが、小児科医師については複数の確保ができなかったところでございます。

なお、小児科医師につきましては、21年度は複数の確保ができる見通しであると病院から情報を聞いておりますが、滋賀医大におきましても、現時点では医師確保が危ぶまれているという状況も聞いておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、小菅議員の平成21年度一般会計予算に関するご質問の中で、教育委員会に係ります3点目と4点目のご質問にお答えいたします。

まず、3点目のこどもの家の改修費につきましてお答えいたします。

学童保育所の運営の現状につきましては、運営基準の中で大規模保育とならないよう、児童数が41人以上となった場合には分割保育するという基準がございます。今回の改修対象となります3つの学童保育所は、現在、グループ分けをして保育を行っているところでございます。

平成22年度から施設を分割することによりまして、分割保育がより徹底することになりますので、支障はないと考えております。また、施設の的にも面積に応じた定員となっているため、分割しても問題はないと考えております。

2つ目の分離・新設の必要性につきましては、対象者が大幅に増加する場合には増築・新築が必要でございますが、今回の改修は、施設の定員内で大規模保育の解消を目的とするもので、新築等には該当しない案件でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、4点目の児童会・生徒会補助金のご質問にお答えいたします。

小学校の児童会、中学校の生徒会活動は、議員のご指摘にありますように児童・生徒が自分たちの学校をよりよくするために自主的に取り組む自治活動であり、学校生活に変化と潤いをもたらすものであります。

活動内容は、学校によって違いはございますが、小中学校とも保健委員会、広報委員会等の委員会活動や卒業生を送る会などの集会活動が主なものでございます。

当児童会・生徒会活動補助につきましては、平成20年度の行政評価外部評価委員会では、児童・生徒の自治の取り組みを支援することの教育的な意義は大きいと評価いただきましたが、一方で、講師謝金が相当額支払われている、また、子どもたちが工夫することが重要ではないかなどのご意見をいただきました。

これは市民の視点からのご意見と受けとめまして、子どもたちの知恵と工夫により経費節減に努めながら、より一層の自治能力を育成していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 予算の全体について市長に1点だけお聞きしておきたいと思いますが、詳細についてはまた各委員会でお聞きしたいと思っております。

先ほど言いましたように、本予算案を見まして、幼稚園保育料の値上げは前市長のときに提案されたものでありますが、高齢者や障がい者の介護激励金を減らすとか、敬老祝い金、国民健康保険税の値上げ、あるいは今言いました生徒会の補助とか減額とか、あるいは循環バスの運休とか、中主保健センターでの健診廃止とか、いろいろあるわけなんです。

それで、市長に1点だけ確認しておきたいと思っておりますが、当初の段階で、財政は、先ほど部長も危機的状況と言われましたが、市長も、「財政は大変であるが、新年度においては市民のサービスは後退しない方向で」と、たしかそう言われたと思うんですね。その点か

ら見たら、私は、負担強化と後退部分が多いと評価しているわけなんですね。その点、認識の違いがありますが、その点について、これは市長からお聞きしておきたいと思います。詳細は先ほど言いましたように、各委員会でも議論していきたいと思います。

それと、2点目であります。医師確保の件で、小児科については今後医師については一定確保の見通し云々言われましたが、これも2,000万円、今年度に続いて補助されるわけですが、先ほど言いましたように、小児科、外科の休日の休診なり、これまで産婦人科医問題もありましたし、それと、聞くところによりますと、これは介護保険制度であります。4月から通所リハビリのデイケアが野洲病院は廃止されるとお聞きしているんですね。だから、そういう意味から野洲市の拠点としての医療機関の中で本当にこの間、休診とか廃止が進んでいるわけなんですね。だから、一番はじめに言いましたように、この2,000万円の効果が伝わってこないというか、見えてこないというか、その点、先ほど言いましたリハビリ・デイケアも廃止されるとお聞きしますが、本当に効果を果たしているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それと、もう一点、2,000万円なんですけれども、これは、野洲病院としては、いわゆる行政でいう一般財源なのか特定財源なのかですね。これはどう解釈したらいいのかですね。補助目的が生かされているかどうかという点でお聞きしておきたいと思います。

それと、学童の今回の分割で2,016万円計上されていますが、主に祇王、北野、中主の学童ですが、今、支障はない、問題はない、それから、いざ増設なり云々は大幅な場合には必要と言われましたが、きのう、新年度の各学童と子ども教室の予定者数をお聞きしたわけなんですけれども、祇王では学童が116名、北野が96名、それで、中主が88名。これから見ると、いわゆる補助基準との関係で分離しなければならないわけなんですけれども、先ほど大幅にふえた場合は分割が必要と言われましたが、子ども教室を見ると、同じく祇王では37名、北野では14名、中主では64名ですね、通年と季節を含めて。ここから見ましたら、この子ども教室の子どもたちは、学童に申し込みをしたが、あふれて子ども教室に行ったのかどうか。初めから子ども教室を申し込まれて子ども教室に行ったのか。先ほど言いましたように、大幅に学童の申し込み、必要性がふえた場合は増設が必要と言われましたが、学童に申し込んだが、子ども教室の方に換えられたのであれば、実際は学童が多いという解釈になりますね。その点、どうなのか、お聞きしておきたいと思います。

それと、中学校、小学校の児童会、生徒会の補助金の問題であります。先ほども部長

の方から外部評価委員会の報告書に関わることを説明されましたが、この説明の読まれていないところが大事なんですよね、一部分を紹介されましたが。こう書かれているんですね。外部評価委員会のところでは、生徒会活動支援事業について、いわゆる児童会、生徒会の補助金についてですけど、「人権集会の講師謝金が相当額支払われている」と書いていますね。相当額使っている、生徒会費から。「事業の実施手法にまで及んで生徒が主体となった十分な議論がなされたのか疑問である」、こう書かれているんですね。「生徒会事業費からの講師謝金の金額が支出されていることについて、結果的にその妥当性に疑問符が付くこととなっている」。これはかなり問題点ある指摘だと思うんですね、事実であれば。つまり、これはこういうことがあったのか、事実なのか、子どもたちの自由意思に関わらず、学校といいますか、教育委員会主導で生徒会の補助費用を使って、いわゆる人権・同和教育にしていたのかどうか。そう解釈してもいいのかどうか。これはちょっと見解をはっきりしていただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の再質問に関して、私にお問いかけいただいた分についてお答えいたします。

来年度予算で、最大限市民サービスの部分は削減しないで対応させていただきたいということは当然基本的な考え方で持っておりますし、実際、そういう対処をしたつもりでございませう。

ただ、議員もご指摘いただきましたように、法人市民税で11億円、そして、全体の予算で昨年度から見ますと十数億円削減した中で何らかの対応が必要ということで、先ほども総務部長が説明いたしましたように、本来であれば、もちろんお渡しした方がいい、お付けした方がいいというものもありますけれども、例えば介護激励金、これは高齢者の方、障がい者の方を抱えておられる家族は大変なことはわかっていますが、介護保険があったりとか、さまざまな制度の中で、激励金という部分については減額でご理解いただきたいという趣旨でございませう。

それと、祝い金につきましても、これは福祉の分野の経費ではありますが、お祝いするということが重要ですが、これも今のこの厳しい中で税でお渡しするのがふさわしいかどうか。私も市長になってから、何度かご自宅とか、あるいは老人ホームの施設に伺わせていただいてお渡ししましたが、お金よりは、むしろ訪問してお話をさせていただいたということの方に意義、あるいは喜びを感じていただいているというふう

に思っております。本来は、お祝いというのは言葉であって、給付というのは、これは社会保障制度として完備すべきものだと考えておりますので、暫定的な措置で今回減額をさせていただきましたけれども、それは額の問題であって、やはり心の問題、励ましといった部分については決して劣っていないと思っておりますので、そこもやはり市民の方、あるいは議員にご理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、サービスはそうですけれども、あと、野洲病院については市民健康福祉部長でありますけれども、今回、増額を付けましたのは、今年度、前回から野洲病院が医師確保で対応するというので補助が付いております。この詳細はまた部長の方から答えませけれども、これについては野洲病院がいわゆる男女共同参画ということで、女性の医師ですぐれた方がなかなかうまく働く場がないと。完全に通常の勤務体制だと女性の医師が働く場がない。今回は野洲病院の制度として滋賀医大と協力しまして、いわゆるフルタイムでは対応できないけれども、すぐれた女性医師をうまく交代制で勤務してもらいたいと。ただ、待遇については少し底上げをしないとうまくいかないということで、使う経費が相当入っておりますので、これは前の段階から約束されて医師が確保されておりますので、やはり、市としては約束した分については一定の保障をしないといけない。男女共同参画、あるいは有効な医療資源の活用ということからも理解ができるものと考えましたので、今回、こういう形をさせていただきました。

あと、学童につきましても、また部長の方から答えさせてもらいますけれども、これまでの野洲市の学童と子ども教室につきましても、なかなか市民ニーズにうまく合っていないくて、幾つかの課題を抱えております。本来は保護者の方が学童保育を始められて、それを市が引き継いで運営してきております。実際は指定管理者ということで社会福祉協議会が運営していただいておりますけれども、学童前提ということがあったがために、募集については、まず学童を募集しておりますので、保護者の方は子ども教室に希望の方も含めて学童に応募していただいております。それと、これまでは低学年から学童ということになっておりますので、先ほどのご質問に関して言えば、募集方法が学童でまず募集をするということなので、七百数十人の方が学童の応募に来ていただいております。その中には、子ども教室でもいいとおっしゃる方もありますけれども、まずは学童で、その後、年齢あるいは地域での受け入れ体制を加味しまして現在調整しておりますが、今後は、本当に保護者の方のニーズ、あるいは子どもさんのニーズも踏まえた上で抜本的な見直しが必要かなど。一番いい形で、市の財源、あるいは社協等の福祉機関の対応能力もありますけれど

も、一番いい方法を今後探っていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの小菅議員の再質問について、後半部分につきましてお答えさせていただきます。

児童会、生徒会の補助金の中で、委員会の方の報告の中の人権学習についての学習、あるいは子どもの自由意思がどうであったのかと、こういうことですが、生徒会の活動、あるいは自治会の活動につきましては、学校の自由といいますか、自主性にお任せしているような活動をしているところでございます。

また、ここの詳細なデータを私は今持っておりませんので、詳細なことはご勘弁いただきたいんですが、私が今まで野洲市内の中で経験をした範囲の中におきましては、各学校におきまして、人権学習を中心に教育活動をしたり、あるいは環境教育を中心に活動したりという、学校の特色に応じたそういった自治会の活動をしておるところでございます。そういったことによりまして、学校の中心になる活動を何に置くかということにおきましては、人権活動費にたくさんの費用を使ったり、あるいは環境に費用を使ったりということがあろうかと、そんなふうに思います。児童会の活動、生徒会の活動というのは、あくまでも学校の先生の指導のもとに子どもたちの自主的な活動をということを支援しているところでございます。

以上、回答でございます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、小菅議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども質問の中でございましたように、野洲病院の休日の休診というのは、小児科については平成18年の9月からで、外科については昨年の5月からということで、いずれも滋賀医大からの医師の派遣が得られなかったということで、休日については休診になったと。現在は内科のみ午前中ということになっておりますけれども。

これまで小児科、外科につきましても、休日はなかなか利用者が結果としては少なかったということもございますけれども、湖南では休日急病医療ということで、救急の対応という部分のネットワークというのでできていると共に、野洲病院としては、救急患者はお断りをしないということで、積極的に受けていくということも院長の方針でもございます

ので、引き続き診療科目については残された診療科目で市民に応えるような医療を提供いただけるものだと考えております。

そうしまして、医療費確保補助ということで、医師の維持確保ということで2,000万円の補助をしております。新年度でいきますと、今、産科、小児科の確保ということで、野洲病院としては、本来の野洲病院で出す給料分の確保分ということで2,500万円余り予算を計上されている中で、本市としては2,000万円を支援するということですので、このオーバー分というのか、確保分に特化した形で補助するということですので、一般財源か特別財源かというのと、その目的に充てた特別的な形で財源としては考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、私の方から学童保育所のご質問にお答えしたいと思います。小菅議員の方からは、子ども教室の入所者は学童保育にあふれた児童かというご質問であったかと思っております。

おおむね市長の方からご答弁いただいたんですけれども、放課後子ども教室につきましては、平成19年度から学童保育の補完事業として実施・運営をしているところでございます。このことから、まず学童保育所の方に申し込みいただきまして、定員の関係から待機となった児童につきましては、次に子ども教室の入所申し込みをいただいているところでございます。そのことから、最終的に全体を見渡して入所児童を決定しているところでございます。なお、篠原学童につきましては、定員内でおさまっております。

それと、こちらの方も市長から一定答弁がございましたけれども、今後の学童と子ども教室のあり方について言及されました。この件につきましては、教育長の教育方針にもございますように、施設の問題、高いハードルはございますけれども、もう少し時間をいただきまして、できるだけ対象児童とか保護者のニーズを把握しながら、よりよい方向性を見出していきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） ほんなら、最後の方からもう一度確認も含めてお聞きしたいと思います。

今、教育長は、人権集会等々の講師、これらの事業も含めて子どもたちの自主的など言

われましたが、しからは、先ほど読み上げました「相当額支払われているが、事業の実施手法にまで及んで生徒が主体となった十分な議論がなされたのか疑問である」。これは間違いですか、外部評価委員会の指摘は。間違いなんですか。間違いであるのかないのか、これをはっきりしていただきたいと思います。

それと、今回当初予算で減額部分は、いわゆる人権集会等の講師謝礼というか、この事業部分について削減するわけですか。それ以外については引き続き継続の立場で生徒会に補助金を出すわけなんですか。指摘されたからこの部分については減額するという意味で解釈したらいいのかどうか。あるいは、一番はじめに言いましたように、この外部評価委員会の委員の指摘は間違いなのかどうか。この指摘と教育長の答弁と違ってしますので、お聞きしておきたいと思います。

それと、学童の部分ですが、今部長が言われましたように、待機者は子ども教室の方に回ってもらう趣旨ですが、これはこれまでの市の教育委員会の方針なんですけれども、先ほど言いましたように、ちょっとお聞きしたいのは、学童に申し込まれたが、子ども教室の方に結果的に行かれた人数、それを教えてほしいと言っているんです。というのは、先ほど答弁言われましたように、現施設で支障はないと言われたんです、学童保育の。問題はないと言われたんです。今後、大幅な状況変化が出たら増築なり改築なりが必要と言われたんですね。今必要ないと言われました。けども、学童に申し込まれたが、入れなくて子ども教室の方に行ったのがたくさんあるということであれば、やはり、潜在的には学童の施設が充足していない、そういう解釈になるわけですので。だから、一番はじめに聞きましたように、学童に申し込まれたが、結果的に行けなくて子ども教室に行った子どもはいかほどになるのかお聞きしておきたいと思います。

それと、具体的にこれも言いましたように、今回、2,016万円計上されていますが、学童によって状況は違いますが、祇王学童の場合、今、2階建てですよ。その1階部分を間仕切りして、本当に効率・効果的な子どもの立場に立った学童保育室になるんですか、あれで。余計使い勝手が悪くなるのと違うんですか。だから、70名の補助との関係の問題があるといえども、余りにも場当たりの今回の予算だと思いませんか。だから、言いましたように、抜本的に学童に対する要望があるのであれば——あるのであればというよりも、あるのだから、やはり、根本的解決、増築なり、その方向を選ぶべきだと思うんですね。その点についてもう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、市長、決して言葉じりをとるわけじゃないんですが、当初の段階で財政が大変

であるが、サービスの後退というか、避けたいと表明されていたんですね。先ほどいろいろ言われましたが、結果的には、先ほどの答弁も含めて、当初そう言ったが、しかし、実際はそうは言っておれなくなったと解釈していいのですか。それをもう一度確認しておきたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の再々質問にお答えします。

可能な限り市民サービスは削減しませんということを申し上げたのであって、全部削減できない、そのまま現状維持ということはないと思っています。例えば、ふれあいサロンに関しましては、これは従前から完全に自治会に任すということで、完全に切る予定をしておりました。これに関しては私も直接市民からも聞いていましたし、地域の声もありましたから、逆にこれはふやしました。経過措置で、自治会でできないところについては、市が従前どおり支援する、あるいは自治会でやられるところについても、いろいろ不安もあったり課題もある、そこも支援しようということで、予算は逆にふやしております。細かいことは申し上げませんが、他にもまだ従前よりもふやしているところもありますし、総務部長査定で切られていたところもふやしております。そういうことから考えると、決して約束をたがえたとか、当初のすべてをそのままやりますということはありませんので、基本的な方針としてはこれだけ財政が厳しい中でも福祉、市民サービス、教育については最大限配慮したいということを申し上げたわけでありまして、今回の予算にはその趣旨はそれなりに貫かれているというふうに思っております。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 小菅議員の再々質問にお答えいたします。

ただいまの件でございますが、行政評価外部評価委員会のそこに書いてある記述については間違いではございません。誤解を与えまして、申しわけございません。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 小菅議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ただいま教育長から答弁ございました生徒会、児童会の関係の補助金の削減は人権集会の関係のみかというご質問であったと思っておりますけれども、それはトータル的に、全体的に見まして削減をいたしているということでございます。具体的に言いますと、定額部分とか、生徒数割、児童数割の部分を見直していくと。小学校の方は児童数割は保留でございましてけれども、中学校の方は生徒数割を見直していくという考え方でございます。

それと、次に、学童保育の関係で、まず学童保育の申し込みは、全体で、私の把握で1月20日以降の分で797人ぐらいの申し込みがあったとっております。その中で、今回資料を提示いただきました数値は、子ども教室と学童保育と合計しますと707人になってまいりますので、90人が子ども教室の方には申し込みされなかったという結果でございます。

それから、祇王第一学童につきまして、本当に支障がないのかというようなことでございますけれども、確かに間仕切りすることによりまして52平米ぐらいの部屋が1室できますので、若干圧迫感を感じるような可能性がございます。これにつきましては、間仕切りの上部を透明にするなどの工夫を凝らしてクリアしていきたいなというふうに思っております。

それから、根本的に学童の増設が必要ではないかというようなご意見でございますけれども、こちらの方も市長から答弁がございましたように、子どもたちあるいは保護者のニーズを把握した上で、全般的に学童保育と子ども教室のあり方を今後検討した上で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 次に、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 議第15号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について質問いたします。

21年度予算は国保税で1,400万円の増収になっており、条例改正の影響が大きく反映されています。4割の市民が加入する国保です。一般会計から繰り入れをして保険税の引き上げをやめるべきですが、見解を求めます。

年収200万円以下と言われるワーキングプアが1,000万人を超えています。このような方々の多くは、社会保険でなく国保加入となっており、高過ぎて払えない国保税のため滞納になったり、無保険の状況の方もおられます。

昨年、野洲市で6年間も派遣で働いておられる41歳の男性の方の相談に乗りました。月14万円の収入で部屋代3万円、光熱費1万円、税金も引かれて手取り10万円以下になる。社会保険にも厚生年金にも加入されていませんでした。病気で休めば日給制のため収入は減り、保険がないため病院にも行っておられません。生活保護の申請に行きましたが、保護基準は6万円プラス家賃ということで、この方は保護対象にもなりません。この方の年収は年間170万円、月14万円プラス、年末に若干いただけるとい

うことで。この170万円というと、国保の算定基準102万円になりまして、33万円の基礎控除を引けば69万円です。これが基準総所得額になって、これに対して所得割は、介護や医療や後期高齢者を含めましてですが、5万9,040円、均等割は3万6,800円、平等割は2万8,300円、合計12万4,400円ということになります。そこに国民年金を12カ月分17万2,920円、合計で29万7,360円の負担ということになります。社会保険で計算をした場合、医療・介護の保険料率は9.43%でありますから、その半分は事業主が出し、本人は8万155円となります。4万4,285円も国保税の方が高いんです。厚生年金を合わせましたら、この方の場合、8万6,730円も高くなります。野洲市でこのような無保険でワーキングプア以下の生活をしている実態を把握されているのでしょうか、お尋ねいたします。

昨年の6月のデータで、資格証明書の発行は147件、12月の時点で無保険の子どもが5人おられました。12月議会の答弁で3カ月の短期保険証を出すと言われました。これは3月で切れます。4月以降はどのようにされるのでしょうか。

厚労省の通達で、無保険の子どもに保険証を出すだけでなく、子どもがいる世帯に保険証を発行することになっています。野洲市では、この通達どおり、全世帯に保険証が交付されたのでしょうか、お尋ねいたします。

無保険の方が手遅れで亡くられるという状況が全国で起こっていますし、滋賀県下でも行っています。資格証明書の発行はやめるべきだと考えますが、見解を求めます。

議第26号平成20年度野洲市一般会計補正予算について質問いたします。

第1点目は、国の2次補正予算の成立で、国として651億円が予算化され、今回実施されます民生費の子育て応援特別手当事業について質問いたします。

提案理由の説明で、1,100人と見込み、4,280万1,000円を追加すると言われました。この対象者は第2子以降の3歳から5歳の子どもに1人3万6,000円支給することになっています。定額給付と同様に2月1日を起点にしています。この子育て支援は矛盾をはらんでいます。例えば、7歳、5歳、3歳の子どもがいる家庭では7万2,000円の手当ですが、その家庭より3年遅れの4歳、2歳、ゼロ歳の家庭では全く支給がされません。これで本当に子育て応援特別手当なのでしょうか。ゼロ歳、2歳とまだ手のかかる子どもを育てている家庭に手当が届かない、これだけの差が付くような施策は愚策以上に差別施策と言わなければなりません。市長の見解をお尋ねいたします。

野洲市で4,280万1,000円を就学前の子どもすべてに出すとしたら、1人幾ら

になるのかお尋ねいたします。

2点目は、財産収入で不動産売払収入が計上されています。提案説明で、駅前北口の市有地の売り払いであり、契約の時期、随意契約、契約書の不備、1社のみでの鑑定、価格の問題、息子との契約、4カ月後の納付期限など、多くの問題があると認識していると発言されました。職員の認識が甘かった、関係職員の処分を行うと発言されています。市民からは、なぜ入札にしなかったのか、問題がありながら契約するなど納得がいかない。近所の方で相続税を払うときに坪60万円で計算され、払えなければ物納でと税務署に言われた。坪42万5,000円なら、私のところの相続税の計算もやり直してほしい。こんな不公平なやり方に納得がいかないと憤慨されています。しかも、今回、息子さんとの契約ならば、お父さんが亡くなられても相続税を払わなくてもよいことになるかと本当に憤慨されておられますが、当然ではないでしょうか。「職員の認識が甘かった」で済まない事態ではないでしょうか。この件につきまして、何点かお尋ねいたします。

①市長に就任されて、この件をいつ知られたのでしょうか。

②知ったとき、市長はどのような指示を出されたのでしょうか。

③関係職員の処分と言われましたが、どのような処分をされるのでしょうか。

④公有財産売払に関しての条例、規則、要綱などが必要ではないでしょうか。公平公正な行政運営について、今後のあり方についてもお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の21年度の国民健康保険事業特別会計予算についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の保険税率据え置きのための一般会計からの繰り入れについてでございますが、健康保険制度は国民健康保険だけに限らず、現状では給付に係る費用の一部を加入者の負担で賄う相互扶助の制度として運営しています。特別な事情がある場合を除き、単に税率を据え置くために一般会計からの繰り入れを行うことは、他の健康保険との公平性を欠くこととなりますので、引き続き、現行の繰り入れ基準により運営してまいります。

また、今回改定を予定しているのは40歳から64歳の介護納付金分で、約4,000名を見込んでおります。この介護納付金分は、単年度ごとにその年度の対象者の負担により納付するもので、納付額に合わせて税率改正の見直しを毎年行っているものでございます。

なお、健康保険事業の主要部分である医療給付費分につきましては、厳しい財政状況の

中で今回は据え置きをしたものでございます。

2点目のワーキングプアの現状につきましては、昨今、社会問題として取りざたされており、市としても看過できないものと感じております。

本市における給与所得者の収入金額で200万円以下の方の占める割合を調べましたところ、平成17年分の収入で18.7%、平成19年分では18.3%とわずかながら減少傾向にあるものの、20年分の対象者は、現下の厳しい景気動向により、200万円以下の方が増加するものであろうと見ております。

また、生活保護受給世帯も平成20年4月で114世帯であったものが、本年2月では123世帯と増加し、今後も増加するというところでございます。

3点目の資格証明書交付世帯の中学生以下の子どもたちに対する4月以降の対応につきましては、国の法改正に合わせまして、一律に6カ月の短期被保険者証を交付するものです。

4点目の子どものいる世帯には資格証明書を出さない旨の厚生労働省通達につきましては、平成21年1月20日付の「資格証明書に係る政府答弁について」の厚生労働省国民健康保険課長通知のことと推察いたしますが、この通知内容は、本人の申し出により医療を受ける必要性などの特別な事情があると認められる場合には、従来どおり緊急的対応として個別に短期被保険者証を交付することができるとの再確認であり、野洲市におきましても、個別の申し出により特別な事情があると認められる場合には、これまでと同様に短期被保険者証への切り替えを行うものでございます。また、法改正により資格証明書を交付する対象者は中学生以下の子どもに限るものでございます。

5点目の資格証明書交付の廃止につきましては、そもそも資格証明書が相互扶助制度である国民健康保険制度の公平性を保つ観点から交付されていること、また、厚生労働省からの前述の通知の中でも、特別な事情の有無を精査し、認められない場合には資格証明書を交付する旨が明記されていることから、現時点では一律に廃止をすることは制度的に困難と思われまますので、ご理解をお願い申し上げます。

続きまして、一般会計補正予算中の子育て応援手当につきましてお答えを申し上げます。

子育て応援手当は、少子化が進み、本格的な人口減少社会が到来している今日において、本市におきましても子どもの出生は緩やかな減少傾向にあり、少子化対策として、子育て支援と家族支援を一体として進めるなど、安心して子育てができる環境への取り組みを積

極的に推進しなければならないと考えております。

このことから、子育て応援特別手当は、厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育てへの負担に対し、国の緊急措置として、第2子以降の児童について1人当たり3万6,000円を支給するものです。これは、就学前の3年間で、一般的に幼稚園・保育所に通う時期で、費用がかさむ上、児童手当加算も終了していることから、子育て世帯への手厚い支援が必要との判断により交付されるものであり、子どもの年齢に応じたきめ細かな支援策であると考えております。

なお、給付条件として第2子目の判定などの対象世帯の把握など慎重に決定すべき点もあり、周知方法などに工夫が必要であると考えております。

次に、就学前の子ども1人当たりではの問いに対しましては、給付費額が3,960万円でありまして、対象児を3,011人で考えてまいりますと、1人当たり1万3,151円となるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 野並議員の平成20年度野洲市一般会計補正予算の中の財産収入の不動産売却収入についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目につきましては、市長への報告は12月議会の開会中でございます。一般的な売り払い事務として適正に処理をしたものと認識してまいりましたことから、特に事前に報告は行わなかったものでございます。

2点目につきましては、本件市有地の売り払い経過の全容を明らかにすると共に、買い主側に契約の解除の意向があるのかどうかについての確認をするよう指示がございました。

3点目につきましては、関係職員を文書による訓告処分といたしました。

4点目につきましては、公有財産の取得、管理及び処分に関する事務の取り扱いにつきましては、地方自治法及び同法施行令に基づき、本市におきましては、公有財産管理規則を定めております。なお、手続の詳細につきましては、先にお開きいただきました全員協議会におきましてお約束いたしましたように、公有財産処分の手続を明確にいたしまして、要綱により明文化いたしましたして、平成21年度より施行してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 21年度の国保会計ですが、今申されました国保税の引き上げに

関して、相互扶助やから繰り入れの必要はない、公平性を欠くというふうなことをおっしゃいましたが、以前、いろんな形で国保会計に一般会計からの繰り入れをしていましたね。いつのころからかなくなったんですけれども、私が議員をやっている間、国保会計に繰り入れを何千万円かしていたことを記憶しているんですが。

今、ワーキングプアの問題も言いましたように、本当に払いたくても払えない状況にどんどんなっているという状況で、所得割のかからない人でも均等割、平等割を引き上げる関係で、一人住まいの方で1, 200円の負担増になるわけですね。介護分だけだとおっしゃいますが、しかし、国保税を払うときは医療分であろうと後期高齢者の支援分であろうと、国保税そのものの中で色分けしているだけの話で、払う本人はふえるということに関して同じです。ですから、要る分がふえたからといってどんどん引き上げられていくということに、どこで歯どめをかけるんだということになるんですよ。結局は、払えなくて滞納がふえるという悪循環の繰り返しになっていっているのではないかと思うんですけれども。

そういう意味で、私は、本当にせめて社会保険並みの保険料にというのか、同じような形にしていくという何か基準を。療養費が要るからとか、請求されたからとかいって上げていくのではなくて、さっきぱっぱと口で言ったんですけれども、本当に健康保険の社会保険の場合と国保の場合とでトータルしたら8万6, 730円から、この方、41歳の男性の一人住まいの方であったら、こんな状況になるんですよ。この方は、国保にも入っておられませんか、年金にも入っておられないという状況ですけれども、社会保険に本来は入らなければならない人も今のこの企業の雇用形態の中で国保に入れという企業が負担しないという形になっていますからね。これは何かで基準で、国保税のどこに基準を持っていくのかというところ辺をやらないと、滞納、引き上げ、滞納という形で悪循環の繰り返しになると思うんですけど、そういうふうな見解はお持ちではありませんでしょうか。私はいつも国保が高い高いと言っているのでもちょっと計算してみたら、本当に高いと思いましたわ。こういう部分を本当に考えておられないのかどうか、お尋ねをいたします。

それと、特別の事情がある者に申し出があれば短期証をというふうなことをおっしゃっていますけれども、今までも何回も言いましたように、滋賀県下の中でも資格証明書を発行していないまちがある。だから、制度的に困難というのは、それは間違いだと思います。制度的に困難だったらどの市町村もそんなことができないはずなんですよね。制度的にできるんですよ。資格証明書の発行をしない、短期保険証でとりあえずやっていくとい

う、とりあえず保険証は交付するということはできるというので、今の制度的に困難という部分に関して撤回せんとあかんのと違いますか、されている自治体があるんですから。

本当に保険証がなくて、もう手遅れで亡くなっておられるというのが全国各地で生まれています。こんな経済大国、世界で2番だと言っているこの日本で、手遅れで死ぬというような、こんな国になったらやっぱりあかんと思いますわ。この部分で答弁をお願いいたします。

20年度の一般会計で、今言いましたように、児童手当がなくなったから、その後の3歳から5歳が幼稚園やら行くから。保育園へ行っている人はどうするんですか。見て下さいよ。5歳、4歳、3歳しか当たらないんですよ。片や、8歳、6歳、4歳という子どものところには3万6,000円、7歳、5歳、3歳というところには7万2,000円なんですよ。一番こっちの4歳、3歳、ゼロ歳は1円も当たらんのですよ。こんな不公平な子育て支援はありますか。今言われた、これは妥当だという、妥当ですか。答弁を聞いて啞然としたんですけど。これ、通知を出されたら、今、幼稚園、保育園に出すということ先ほど言っておられましたね。幼稚園児、保育園児のお母さん、私とこはもらえるんやろうかと思って思いはったら、隣にいる幼稚園の子どもは該当して、その幼稚園に2人目、3人目が3歳と5歳行ってはる人があって、上が小学校に行っていて、その人には7万2,000円からあるんですよ。幼稚園の子が3歳だけの1人の子には当然当たりませんよね。7万2,000円の子と当たらん子がそこの幼稚園の中で出てくるんですよ。こんな税金の使い方をしたら本当にだめだと思いますが、それでも妥当だと言われますか。もう一度ご答弁をお願いします。

財産売り払いのところで、市長には12月の開会中。ということは、議員の一般質問が通告されて、答弁を書くときに市長が知ったということですよ。その市長が知られて、契約解除の意向があるかどうか。そんなん、あるわけないですよ。その方はご存じだと思いますわ、周りがいったい幾らぐらいの地価になっているのか。すごい高い買い物をするんだったら、そら、解除されるかもわかりませんが、こういう事態だったら、そんなん、自分から契約の解除なんていうのは言われなと思います。市民の皆さんがそれで納得されるような事態ではなかったという、そういう精査をもう一度市長はされたんだろうか。12月議会の中でも相当な部分があったと思いますから、それをもう一度本当に検討がされたのかどうかと。確かに契約審査会とか手順をいっぱい踏んであります、2年間かけて。しかし、そういう中で近隣の人そういう声、実情、実態、そういうものを本

当に調べようとしたのかどうか。そこが今ずっと市民の皆さんの中の不信といたしまし
うか、「野洲市は何してんのや、議員は何も知らなかったんか」と私は言われているん
です。何にも知らんまま来ていますからね。入札ということがされていませんので。

その12月のときに市長がお聞きになって、もう少しそういった部分までの認識がされ
ていなかったのかどうか、しようとしなかったのかどうか、その時点の認識をお尋ねし
たいと思います。

処分に関して訓告ということになっていますが、本当に市民の財産である公有財産、本
来、入札をしていけば、もう少し高く税収として入っていたのではないかというような状
況であるならば、訓告というぐらいで本当にいいのでしょうか。幾らの損害とかいうふう
なことが明らかにはされていませんのでね。けども、坪60万円で周りの人が相続税の価
格とされたとするならば、やっぱり半分ぐらい損害ですよ。2,000万円近くの損害
と違いますか。その部分ではもう少し検討が必要なのではないでしょうか。市民が納得で
きるようなものが必要ではないかと思いますが。

それと、最後、管理規則で決めているということですが、もう少しきちっとしたものを
おつくりになるんですね。細かな、どれだけの面積ならばとか、入札するとか、しない
とか、いっぱい基準を設けて、その該当するルールに基づいてやるということ、誰もが見
ても、「ああ、公平にあれに基づいてされたな」という、そういう細かなものをおつくり
になるのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の土地の売り払いについてのご質問にお答えいたします。

これまでの野洲の行政の進め方については、大先輩の野並議員の方がよくご存じでして、
この問題というのは私も聞いて、さっきすべて指示しました。ですから、2日の提案説明
で、今もご指摘になられましたように、時期の問題、方法の問題、手続の問題、価格の問
題、相手方の問題、収納の問題、これはきちっと究めて整理をいたしました。ですから、
正式に議会の冒頭でお示しをさせていただいたところでございます。徹底的になぜこうな
ったのかを調べました。

それと、相手方が解除しないかどうか、これは支払いが遅いのは相手方の資金繰りだ
ということ聞いていましたから、資金繰りがつかなくて解除の余地があるのではないかと
いうことでしたので、今、野並議員のご推測だけで物事が判断されるべきものではない
と思っていましたから可能性を探ったまででございます。最大限努力したということで、そ

れがご評価いただけないのは不思議なことだと思っています。

いろいろ問題がありましたけれども、この契約は10月17日に前市長と正式に結ばれております。徹底的に弁護士と直接私も出会って、顧問弁護士とも相談して、問題点があるんだったら、私としては何らかの措置をとりたいと言いましたけれども、弁護士から、この契約は有効なので、市は誠実に履行すべきだという判断をいただきました。市の行政というのは、先ほど来から皆さん方おっしゃっていますように、きちっと定めたことは守るというのが原則です。ですから、先ほど野並議員がおっしゃったと思うんですけども、問題があるのに契約が結ばれたことについて云々とおっしゃったんですけども、契約を結ぶに至るには、先ほど総務部長がお答えいたしましたように、問題がないという前提で契約が結ばれております。契約は本当に結ばれているわけです、きちっと公印が押さえて。それを履行せざるを得ないということでしたから履行したまででございます。市民にはそういう説明しかないと思っています。

確かに、一定の範囲で、先ほど申し上げましたように、時期が問題だとか、方法に問題がございます。これが、今もご指摘のあったように、市に経済的な損失を与えたのか、あるいは法的に違反の行為があったのか、これもきちっと究めましたけれども、処分といたしましては、何か恣意的に誰かを過大に処分するというわけにいきません。現在の市の制度に照らし合わせれば訓告処分しかないということなので、文書で訓告処分をしたということでございます。

確かに、課題なしとは思いませんけれども、これまで、私、4カ月余り市政をあずからせていただきまして、他にもかなり課題があります。それをそれなりにいい方向へ向けようとしておりまして、私が今あずからせてもらった中でも、ここで列挙はいたしませんけれども、もう少し市民に多く公開してやっていたら、もう少しいい形になったというのが本当に幾つかございます。これもそうですが、法的な問題で言えば、先ほど申し上げましたように、契約が結ばれておるので履行せざるを得ないということで今回のことに至ったということでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、国保の保険料についてということで、高いと考えるおられないのかという

ことでご質問いただいているところですが、今回、事例を示していただきまして、算定いただいた方については、保険料が必ずしも安いとは申せないと思います。ただ、国保制度におきまして、軽減策という中で、69万円ということですので、68万円の方ですと2割軽減になるという、制度上の刻みの中で、やっぱりご負担いただく部分で少し重い、軽いといえますか、そういう部分が生じると思いますけれども、現行制度の中で効果的に運用するというのは市の保険者としての役目とも考えております。ご承知のように、今年度から予防重視ということで、健康管理にも努めていこうということで、少し時間がかかるとは思いますけれども、全体として、元気で医療費がかからないような形の仕組みができればと考えておりますけれども、その点では、今回、保険制度としては、医療分につきましては現行で抑えているという状況になりますし、先ほど冒頭の方で繰り入れのこともおっしゃっていただいていたと思いますけれども、少し福祉医療の波及分のことかなという気もするんですけれども、国民健康保険が20年度、21年度がほとんど同額で予算をつくらせていただいた中で、本年度の繰入金でいきますと、20年度で2億7,000万が、今年度、いろんな福祉医療の波及分も含めまして2億8,700万ということで、約1,700万、繰り出しとしては、一般会計から市としても補てんをいただいているという現状もありまして、最大限、一般会計も国保の影響分を吸収するように予算措置をいただいているということを思っております。

そして、2点目の資格証明書ということですが、私どもは、先ほどの回答でもお答えを申し上げましたように、国の示した加入者への公平な運営ということで、資格証明書も必要であろうと考えておりますし、制度としてできるという、よその市町村は確かに、今回、子どもさんへの保険証の中でも少し新聞紙上に出まして明らかになったと思いますけれども、野洲としましては、やっていないところが不思議だと思っております。栗東市、湖南市、野洲市、この部分が特徴的に少し、子どもさんも含めて資格証明書の発行が多かった。あえてよその市の名前は出しませんが、あえて出さないような努力は確かにされている、逆の努力をされているということで、果たして、きちっと納付されている方に、その保険者としての姿勢がいいものかということ、野洲市の姿勢で今後も適正に……。もちろん、個々に納付事情があるということですので、それはご相談申し上げて、資格証明書については、発行するかというのは、本人の申し出も含めまして判断して出すべきだということは思っておりますけれども、引き続き現行の考え方のもとに進めさせていただきたいと考えております。

そして、子育て応援手当につきましては、妥当というような言い方はしていないんですけれども、就学前のお子様を抱えている世帯に一時的な応援手当という趣旨の中で考えた、細かな施策であろうということで評価したものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 野並議員の再質問にお答えいたします。

公有地の管理に関する明確な基準をつくるのかどうかということでございます。これにつきましては、先ほどもお答えいたしました、今回の反省に立ちまして、より一層の市民への公開性、あるいはまた、透明性を保った手続を踏んでいく必要があるものと認識しております。そうしたことで、より明確な基準を含めた要綱を早急に整備してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を午後 1 時といたします。

（午前 11 時 56 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第 1 番、太田健一君。

○1 番（太田健一君） よろしく申し上げます。補正予算のうち、第 2 款総務費の定額給付金について質問します。

麻生内閣の景気対策の目玉として制度化された定額給付金ですが、国民の約 7、8 割からの批判が相次ぐ中、半ば強引に可決されました。今年の 1 月に行われた読売の世論調査では、全体の 78% が「支給をとりやめ、他の目的に使うべきだ」と回答しています。しかも、与党支持層でさえ 69% が見直しを求めています。同じく日経の世論調査でも、「67% が反対」と答えています。マスコミの報道でも、「総選挙や東京都議選に向けて票を金で買う手法と見られてもやむを得ない」や「1 票欲しさの釣りえさを鼻先に垂らされた不快さを、多くの人を感じた」と報じています。

この制度そのものが生活対策でも景気対策でもなく、公金を使った選挙対策だということを国民はしっかりと見抜いています。しかも、この定額給付金と同時に打ち出されているのが、2 年後の消費税増税といった大きな問題を抱えています。

そもそも、2002年以降、相次ぐ増税や社会保障の負担増によって、当時に比べれば、年間で13兆円もの負担増が国民に押し付けられています。2002年度から7年間の累計で見れば、50兆円近い大負担増です。こんな負担増をかぶせておいて、わずか2兆円を1回だけ配付したとしても、何の効果も期待できないことは明らかです。まさに「ばらまきは一瞬、増税は一生」の定額給付金です。本来ならば、雇用確保や社会保障充実を目指し、国民の懐を温める政策に転換すべきです。

このように大きな問題を抱えた制度ですが、市長としてはこの制度をどのように評価されておられるのか、これが1点目。そして、2点目に、経済効果が本当にあると考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

このように大きな問題を抱えた定額給付金ですが、国会では定額給付金に関する予算に引き続き、関連法律も成立しました。国の制度として決まった以上、受給権、給付を受ける権利が発生するために、すべての市民に速やかに行き渡るようにすることが求められています。申請書の送付や給付に対する準備が進められているようですが、起こり得る問題点に対しての対策はどのようにお考えでしょうか。

例えば、この給付金は申請方式になっていますが、高齢者世帯や社会的弱者等、本来最も必要な方々が漏れる可能性が考えられます。そして、ホームレスや外国人への支給漏れも心配されています。派遣労働者など住民票が市外にあったり、野洲に住民票があっても市外で暮らす人たちに対する配慮も必要であると思いますが、どのような対策を考えておられるのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、平成20年度野洲市一般会計補正予算の中の定額給付金についての太田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の定額給付金制度についての評価と、2点目の経済効果についてでございますが、給付されました定額給付金が市民に活用され、市民生活の支援となること、また、給付金による消費の拡大が地域経済の活性化につながるものでございまして、一定の効果があるものと評価しております。

なお、今回の定額給付金の事務につきましては、市が主体的に行う自治事務でございます。既に申請の受け付けや給付の開始をされている自治体もありますことから、本市におきましても十分なる庁内協議を重ねまして、4月末から5月にかけて給付を始める予定で

現在進めておるところでございます。

次に、ご質問の起こり得る問題点でございますが、議員のご指摘のとおり、いわゆる社会的弱者の方々への申請書の送付や給付に対して発生することを想定しております。障がいのある方やひとり暮らしの高齢者、また、高齢者世帯などは、関係課とも連携いたしまして、民生委員、児童委員の協力を得まして、申請・給付漏れがないよう対応を考えてまいりたいと考えています。

また、ホームレスの方への対応でございますが、担当課と共に実態を把握いたしまして、対応していく予定でございます。

それから、外国人への対応といたしましては、申請書の記載例を英語、中国語、ポルトガル語などで作成すること、また、中国語及びポルトガル語の日常会話のできます臨時職員を雇用いたしまして、それから、国際協会の協力もいただきながら、この給付事務を万全なる態勢で臨んでいきたいと考えております。

また、住民票が市外にある市内居住者の方、また、本市の住基登録者で市外で暮らす方々などにつきましては、他の自治体との二重給付を防ぐなどの対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） この定額給付金の元祖となります1999年の地域振興券は、実施前からその6割が貯蓄に回って経済効果が少なかったと。天下の愚策と批判され、実施後は現職財務相が「無駄が多かった」と失敗を認めています。こういったような評価がある中でもう一度市長にお伺いしたいと思います。

前回、同じような地域振興券が配付されて、実際に効果がなかったというような評価をされている。それを踏まえて、今回また同じような定額給付金という制度で施行されますが、それを踏まえてもう一度お考えを、どういう評価をされるかをお聞きしたいと。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の定額給付金に関する再質問にお答えさせていただきます。

先ほども総務部長がお答えしたとおり、定額給付金というのは、家庭も市場も今、困窮の状態にある中で、直接お金を動かす仕組みとしては評価できるというふうに思っています。ただ、この策だけで家庭の状況が変わったり、市場の状況が変わるわけではござい

せんでして、さまざまな施策と組み合わせて初めて効果が表れてくると思っています。

かつての地域振興券との絡みで言いますと、いろんな状況も変わっておりますので、今、日本の場合は、これは世界的にどこもそうですけれども、いかにお金を回す仕組みをつくるのかということですから、その一方策として有効だというふうに評価できるかと思っています。

課題としましては、きちっと市民の方に均等に渡るとか、そういうことがこれからの課題かなというふうに思っています。

○議長（河野 司君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） この税金そのものの使い方に対して、本来、生活に本当に困っている人のために2兆円の財源を使ってほしいという、これが国民の率直な気持ちです。それを踏まえて今回この制度が施行されるわけですが、本当に全市民に速やかに公平に行き渡るように進んでいくことを求めたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、議第33号から議第37号までの各議案に対する議案質疑通告書は提出されておられません。よって、質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終結いたしました。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ないようですので、これにて関連質疑は終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第37号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（河野 司君） 日程第4、請願第1号及び請願第2号、セイフティーネット保証の保証料負担制度や制度融資の利子補給制度の創設を求める請願書他1件を一括議題いたします。

ただいま議題となっております請願第1号及び請願第2号は、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおりそれぞれ環境経済建設常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

○議長（河野 司君） 日程第5、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、発言を許します。その発言順位は、1、日本共産党野洲市議会議員団、2、豊政会、3、ネットワーク野洲、4、市民ねっと、5、公明党、以上のおり発言を願います。

それでは、日本共産党野洲市議会議員団、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 日本共産党を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

まず第1点目に、経済情勢の認識についてお尋ねいたします。

アメリカ発の金融危機が全世界に広がりました。この原因は、極端な金融自由化と規制緩和と投機マネー、ばくち投機により、実体経済に合わないカジノ資本主義が全世界を危機に陥れる状況になりました。

日本のGDP（国内総生産）は12.7%の大幅な落ち込みであり、先進諸国の中では異常な落ち込みであります。急速な墜落的な落ち込みの要因は3点あります。1点目は、1999年の労働法制の規制緩和により、人間使い捨ての非正規雇用労働者の急増と大企業の大量解雇を可能にしたことです。2点目は、この間の構造改革路線が、内需、家庭、家計をないがしろにし、極端な外需頼みとアメリカに依存する脆弱な経済をつくってきたことです。3点目は、金融自由化と規制緩和により、外資依存の市場経済構造がカジノ資本主義をつくりました。以上3点により、これまでに類を見ないスピードでの落ち込みとなっています。この状況を脱するには、3つの要因を正すことではないでしょうか。

麻生内閣は、来年度予算や2次補正予算で的外れの対策となっています。今、国会で議論になっています「ばらまきは一瞬、増税は一生」と言われる定額給付金、消費税増税は税制法案の附則に「2011年度までに法制上の措置を講ずる」と明記しています。引き続き、社会保障の抑制、大企業、大資産家への優遇税制の温存・拡大、アメリカへの思いやり予算やグアムへの移転費用と基地の再編に今後3兆円も使うことを約束した日米協定などなど、景気回復が優先と言っているのは口先だけで、中身は景気回復にはなっていません。アメリカ言いなり、大企業中心という2つの政治悪にメスを入れ、外需依存から内需主導に経済、とりわけ輸出の3.4倍の力を持つ個人消費、GDPの55%を占める個人消費を温め、外需の落ち込みをカバーしていく経済政策が経済を活性化させる近道と考えますが、山仲市長の見解をお伺いいたします。

2点目、施政方針についてお尋ねいたします。

山仲市長就任から4カ月過ぎました。施政方針で、「効率的で効果的な行政運営を行って

いきたい」と言われていますが、市民の立場に立った予算編成かが問われています。凍結し、見直されるもので、有隣館の建て替えや駅前周辺整備について評価をいたします。公共事業は、本来、本当に必要なものを精査し、市民の多くが納得できるような事業でなければだめだと思います。見直しにあたっては、ぜひ、地元も含め納得できるようなものにされるように願います。

①福祉や教育、暮らしの部分の削減についてお尋ねいたします。

見直しの部分で外部評価なども参考にと言われていますが、なぜ削らなければならないのか、理解が得られないものがあります。例えば、障がい者や高齢者の介護激励金が2万円から1万円にすることや、100歳の祝い金を10万円にすることや、市内循環バスの土曜日運休などは市民が求めたものではありません。これまで市単独施策として喜ばれてきたものばかりであります。削ってはならないものの削減ではないでしょうか。今後の対応や方向性を含めて、市長の見解をお尋ねいたします。

②同和行政についてお尋ねします。

継続されているのは同和行政です。地域実態調査、意識調査などに235万円計上されています。同和行政を終結したところでは、このような調査は実施していません。障がい者の問題で5年ごとに意識調査が行われているのでしょうか。同和行政を終結し、個人施策の見直しや、同和だけを特別に扱うことはやめるべきです。固定資産税の還付を減免に切り替え、申請方式にすると説明されましたが、12月の答弁で見直しの発言をされています。21年度予算を見る限りありません。改めて同和行政は終結すべきと考えますが、市長の見解を求めます。

③緊急に求められる経済対策について質問します。

墜落状態の経済状況で緊急に対策を講じないと野洲市の経済も大変な事態です。国や県の施策でセーフティーネットの融資が出されています。野洲市も0.6%の利子補給など具体化されています。しかし、もっと大胆に施策を打ち出す必要があります。また、野洲市の資源として農業があります。農業が生業として成り立つならば、雇用や環境や地域の活性など、多くの可能性を秘めています。食糧自給率を引き上げていくためにも、野洲市の資源を最大限に生かす道を模索すべきです。例えば、セーフティーネット保証の保証料負担制度や住宅リフォーム制度の創設や、市内中小企業への耐震公共事業の発注や、官製ワーキングプアをなくしていくことや、学校給食や社員食堂に農家との契約栽培による供給体制システムや、3年間返済据え置き融資制度など、市長の見解を求めます。

④保育行政について。

昨年9月議会でも質問しましたが、保育所の入所を、市町村の保育実施義務をなくし、保育所と直接契約制度にして公的責任から自己責任に切り替えようとしています。2月24日、厚労省の社会保障審議会少子化対策特別部会において、新たな保育の仕組みを導入する1次報告を決定しました。今後、2010年か2011年度通常国会に児童福祉法改悪案を提出し、13年度実施しようとしています。国が公的責任を後退させようとしている方向は保育所だけの問題にすぎません。学童保育所を含む児童福祉法の中で改悪するのですから、教育長の教育方針の「子どもの居場所づくりの充実」を出されている方向と相反する状況ではないでしょうか。市長、教育長の見解を求めます。

3点目は、教育方針についてお尋ねいたします。

野洲市の教育のあり方として、人づくりは、「郷土に根ざして、世界に羽ばたく人づくり」を目標に、生涯学習社会の構築を目指すとされています。

その1点目として、学習指導要領についてお尋ねいたします。

教育を取り巻く状況で新学習指導要領が平成21年度から移行措置に入ると書かれていますが、今回の指導要領の改訂について昨年の3月議会でお尋ねいたしました。小学校では2011年、中学校は2012年実施の改訂案で、2009年度から直ちに実施されるものであり、10年ぶりの改訂案である。今回の改訂案は、①ゆとり教育をやめ、小学1年生も毎日5時間授業にする。1年生で25時間、2年生で26時間と2時間多く、3年生は1時間多く、4年生以上は6時間授業が週3日となり、学習内容が低学年に移行されたり、5年、6年生で古文や漢文の音読など、理解度の格差が広がる懸念がある。②5年生から英語の導入となるが、英会話ができない教師も多く、英語教育を小学校から行うことに国民的な合意が得られていない。③各教科の指導方法まで細かく指導し、チェック体制で教師の自主性を奪う。④愛国心を盛り込むことができなかったが、道徳教育と伝統文化の強化がされるというこの以上4点を指摘いたしました。

昨年の答弁で、「学習内容は指導要領で規定されていますが、どのように教えるかまでは決められていない。学校現場で子どもが楽しく学べるように努力しており、その努力が否定されるようなことにならないと考えている」と言われていました。教育長もかわられた機会に、再度この学習指導要領の改訂についての見解を求めます。

②全国一斉学力テストについてお尋ねいたします。

一番最初に始められた全国学力テストは、1961年、42年前に行われましたが、成

績の悪い子を休ますとか、先生が子どもに答えを教えるなど、教育とは無縁の実態が広がり、4年間で中止されました。今年で3年目になる全国一斉学力テストが、今年もまた4月21日に行われます。小学校6年生と中学3年生の国語と算数・数学のテストですが、学校名、男女、組、出席番号、名前を書き、生徒の生活態度も記入することになっています。しかも、調査費は今年も57億円であり、小学校はベネッセコーポレーションに、中学校は内田洋行にデータを送り、集計をしてもらうことになっています。これまでも発言しましたように、愛知県の犬山市教育委員会では、この全国学力一斉テストに参加していません。野洲市では参加を表明され、生活態度などは今後の取り組みの参考にしたいというような答弁をされてきました。そもそもなぜ全国一斉学力テストを行わなければならないのか、教育上どうしても必要なものであるのかであります。

全国一斉学力テストは、学力向上を目的としたものではなく、都道府県、市区町村、市内の学校で競争を強め、結果を発表し、学校選択の自由を全国に広げて、子どもの集まらない学校を負け組みとして政府の役人を派遣し、あげくの果てに学校をつぶしてしまうというのがねらいであります。子どもの集まらない学校を閉鎖してしまうことを、安倍晋三氏の著書『美しい国へ』で明らかにしています。都道府県ごとの結果が発表され、大阪府の橋下知事が「日教組の強い学校で学力が低い」と公言し、大問題になりました。

さらに、学力だけでなく、生活実態も調査されました。調査結果のポイントで、家で宿題をする子の正答率が高い、読書の好きな子が正答率が高い、朝食を毎日食べる子が正答率が高い、学習塾で学校の勉強より進んで学習している子の方が正答率が高い、就学援助を受けている割合が高い学校の方が平均正答率が低いと分析しています。このような結果に対して、文科省の責任として、経済的格差が学力格差に結び付いているとするなら、解消する手だてが必要ですが、一切言及していません。230万人の小中学生に強制参加させなくても、現場の教師は誰もがさまざまなことを実感しています。全国一斉学力テストのねらいは、財界と支配者側が競争第一の市場原理で、政治的、経済的に支配しやすい子どもや教師をつくるのが最大のねらいとなっています。本来、教育とは、子どもの人格、才能、能力を最大限発達させ、可能性、成長を手助けしていくものです。全国一斉学力テストは、本来の教育から逆行するものであり、犬山市の教育委員会は参加しておりません。野洲市として、犬山市のようにテストへの不参加を表明されることが必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 共産党の野並議員のご質問にお答えいたします。

なお、教育委員会に関わるご質問につきましては、教育長の方からお答えいたします。

まず、第1点目の経済情勢の認識についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、先日公表されましたGDPの速報値で、実質経済成長率は年率でマイナス12.7%となり、日本の景気は急速に悪化している状況であり、戦後最大の難局に直面していると認識しております。

欧米では、専門家、専門機関、あるいは政治家によって、年内には上向く、あるいは上向かせるということが言われておりますけれども、日本におきましても同じような見通しを持った取り組みが必要かなというふうに思っております。

こういった状況に対しまして、国の経済対策、総額75兆円の景気対策を速やかに実行していくことや、基礎自治体である市町村が、それぞれの地域の特性に応じ、国の景気対策を活用しながら、地域が活性化する対策を講じることが、現時点では何よりも重要と認識しております。

次に、第2点目の施政方針についてのご質問にお答えいたします。

その1項目めの福祉や教育・暮らしの部分での削減についてであります。平成21年度一般会計予算案につきましては、現在の本市の危機的な財政状況を念頭に、行政評価などにより検証された施策の優先度や改善方針に基づいて編成し、超緊縮予算となったところであります。その過程で、市民生活に影響する福祉や教育関係予算につきましては、最大限その水準を維持すべく考慮したところでありますが、ご指摘の激励金や祝い金などにつきましては、市民には一定のご理解をお願いすることとなりました。今後は、5月を目処に案を作成する予定であります財政改革プログラムにおきまして、整合性のある方向を出したいと思っております。

次に、2項目めの同和行政についてであります。予算計上しております地域実態調査につきましては、地区の実態を調査し、個々のニーズについて把握した結果により、残された課題は何なのかを見付け出すことが、地区に対して必要かつ的確な施策を実施する上で重要であると認識しております。

さらに、実態調査を定期的実施することにより、年次的な状況が把握でき、適正かつ有効な施策展開を図ることが可能であると考えております。

続きまして、固定資産税の減免についてであります。平成21年度より、減免方式に統一することで調整がついております。なお、減免につきましては、会計上、収入調定額

の減額で処理いたしますので、予算書には表れておりません。

また、他の個人施策につきましては、今日までの各施策の達成度や残された課題を見極め、その施策の活用方法や必要性を判断しながら、見直しを検討しております。

なお、昨年12月議会においてお答えさせていただいているとおり、今年度中を目処に見直しの方向性を出すよう進めていきたいと思っております。

次に、3項目めの緊急経済対策についてであります。野洲市におきましては、ご承知のとおり、従来から、県内で唯一、野洲市が「中小企業向け融資に対する利子補給」を実施してきたところであり、さらに今回、緊急経済対策として、平成20年10月31日から平成22年3月31日までの間に、県のセーフティネット資金の融資を受けた中小企業者に対し、当該期間内に支払った利息の一部を補助することとし、平成21年度予算へ計上したところであります。このことにより、市内中小企業者の経営の安定と近代化等の活性化につなげてまいりたいと考えております。

現在までのところ、本市も含めて、中小企業向け融資の保証料または償還利子を補給する経済支援策を実施または発表している市町は、県内全26市町のうち9市町のみであり、ニーズに合った取り組みを着実に進めているところと考えております。

また、住宅リフォーム助成制度につきましては、現在の景気後退は、建設業に限られたものではなく、地域経済の振興策とするには、実施による効果が薄いものと考えられるため、同制度の創設については今のところ考えておりません。

当面は、前述の利子補給制度の対象拡大と認定事務の迅速的な対応に努めてまいります。

なお、小中学校の耐震化事業につきましては、積極的な前倒しの発注などにより、早期の事業着手を予定しております。

また、学校給食や社員食堂に農家との契約栽培による供給体制システムについてですが、給食センターにつきましては、既に米についてはすべて野洲産を使用しておりますし、野菜につきましても、市内の農家からできる限り導入できるよう努めております。

社員食堂につきましては、現在、市内の企業への働きかけを行っており、現在のところの成果としては、野洲産米の納入を受け入れていただいた企業や、野洲産の野菜を、地産地消週間のような特別の日を設定し、部分的に受け入れていただける企業も出てきております。また、既に企業との契約栽培による供給体制を築いている農家もあり、今後、このようなつくり手と消費者をつなぐ供給体制をさらに広げられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、4項目めの保育行政についてお答えいたします。

保育制度につきましては、国の社会保障審議会少子化対策特別部会において、現在の市町村が入所決定をする方式を改めまして、保護者が入所希望の保育所に直接申し込みができる直接契約など、これからの保育制度のあり方について、第1次報告が示されたところではありますが、これは報告でありまして、現時点では、厚生労働省が方針を決めたということではございません。

なお、本市では、9月議会で答弁しておりますように、利用しやすい保育所づくりと子どもの健やかな育ちを優先に考え、保育サービスを提供してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 日本共産党野洲市議会議員団を代表されました野並議員の質問についてお答えをいたします。

まず、第2点目の市長の施政方針の関係からのご質問のうち、保育行政の学童保育所と子ども教室の今後のあり方についてではありますが、子どもの居場所づくりについては、放課後の居場所のない児童が出ないように、調整をとりながら運用しているところであり、施設整備も視野に入れながら、可能な限り当事者である子どもや保護者にとってよりよい方向の居場所となるよう検討していきたく考えています。

次に、第3点目の教育方針に係るご質問にお答えいたします。

まず、学習指導要領に関するご質問ですが、今回の学習指導要領の改訂では、前回の学習指導要領に引き続き、子どもたちの「生きる力」をより一層はぐくむことを目指しています。この理念は、社会が激しく変化する今日ではますます重要であると考えています。

議員のご指摘のように、授業時数が増加し、小学校では外国語活動の導入、伝統や文化に関する教育、道徳教育の充実など、内容も変わってきております。各学校では、平成21年度からの移行措置を踏まえ、円滑な完全実施に向けて教育課程の編成や指導計画の作成、教員の研修など準備を進めているところです。

次に、平成21年度の全国学力・学習状況調査につきましては、野洲市としまして参加する考えでございます。この調査の実施につきましては、国語、算数・数学の知識や理解度が把握できるだけでなく、学力を生活との関わりから広くとらえ、見直すことができるよい機会であると考えています。

今年度も調査実施後、各校で結果を分析し、傾向と課題を把握いたしました。その結果

を踏まえ、学力の向上を図るために、各学校で「我が校の学力向上策」を策定し、その検証を進めてきました。

全国学力・学習状況調査は、結果分析をもとに教師が学力向上に対して意識を高め、授業改善をしながら検証し、学校改善を図っていく過程が大切であります。それが保護者や地域から信頼される学校づくりにつながるものであると考えております。

以上、野並議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 経済認識は一致するところですが、その後に引き続く問題としてのこととして、やはり、外需頼みでなく、内需をどれだけ温めて育てていくかという、この部分を野洲市として具体化をしていかなだめだというふうに思いますので、その部分についてお尋ねをいたします。

まず、緊急経済対策について、利子補給の部分はこれまで野洲がやってきました。住宅リフォームの部分に関しまして、先日、野洲市の商工建設部会の方と懇談をさせていただきました。その中で本当に野洲市の建設業も大変な状況に置かれているということで、思い切った施策が必要ということをおっしゃっています。今お聞きした中で、思い切った施策という部分ではない、延長線上の施策ではないでしょうか。耐震公共事業の前倒しの発注、これはもうどこともされておりますので当然のことであろうかと思いますが、これも本当に地元企業にすべて発注をしていただけるのかどうかというのもお尋ねいたしたいと思います。

それと、住宅リフォームは効果が薄いとおっしゃいましたが、建設だけではなくて、住宅の改修というのは電気から、畳から、ふすまから、それこそクロス、建築、建設の関係だけでなく、いろんな業種、カーテンも含めとか、ありとあらゆるさまざまところに波及をする。公共事業としては住宅建設などが一番経済効果が高いと言われているんですけども、そういう意味で、これまで長浜市とか彦根市とかがされていたリフォーム制度もさらに今回、彦根市、長浜市、近江八幡市、大津市で助成制度が行われているというのをご存じですよ。これが、やはり大きな経済効果を表すということで、彦根市では、予算、2009年度で2,000万円、長浜市で2009年度で1,000万円、近江八幡市で3,000万円、大津市で500万円。ちょっとここは少ないですよ。そういう形で、とにかく、今手を打ってやっていかないと、本当にたちまち仕事がないとおっしゃっている状況ですから、思い切った施策が必要なのではないでしょうか。

緊急融資の部分ですが、借りても返せないとおっしゃっているんですよ。今、それこそ据え置き1年とか、据え置き3年とか、返済をそれだけ猶予して貸し付けをしてくれるんだっただけという、そんな事態なんです。だから、借りられる人はまだ返せるだけの体力があるんです。そんな事態ではもうなくなってきているというような状況で、年内に、今、市長が経済の上向き、世界ではそういう方向で日本での期待もかけておられますが、今の第2次補正のあの程度では、年内に上向きするぐらいの話にはなりませんよね。だから、本当に国の施策を待っているのではなくて、野洲市としてできることを本当に手を打ってやっていかなくてはならないと思うんですが、そこらあたりはどういうふうに市内の業者の皆さんの声をお聞きになっておられるのか。本当に切迫していると思うんですけども、その認識に今のご答弁とではかなりのギャップがあるなというふうに感じたんですけども、ご答弁をお願いしたいと思います。

農業の部分で社員食堂で企業に働きかけて契約栽培を協定している企業もあるということですが、野洲市の中で大きな企業、社員食堂があるところはたくさんあると思うんですが、そういったところに対して何社あって、そのうち何社がそういうふうに答えてくれているのかということまで担当課としては把握されていると思いますので、お聞きしたいと思います。

戻りまして、福祉の部分は小菅議員が聞きましたし、同和行政の問題ですが、今言われた5年ごとの調査、ずっとこれはまだまだ永遠に5年ごとに調査をされていくんですか。そのときそのとき課題があって、それで対策は講じてこられたと思うんですけども、その方向性でもってやっていくということではないかと思いますが、いつも地域実態調査とかを見ますと、高齢化が進んでいるとか、定職についている人の割合が少ないとか、そういうデータがずらっと並ぶんですけども、今、地域だけではなくて、日本国民、本当に大変な事態になっていまして、一地域だけの施策でなく、本当に全市民を対象にした行政を行っていかなければ、逆差別的なそういう状況になりかねない事態ではないかと思うんです。

こういった種の5年ごとに行われている調査、同和行政が終結したところでは本当に調査はされていないんですよ。全市民を対象にした施策が行われているから、そういうことをされていない。ここ野洲は同和行政を終結しないからいつまでも永遠として一地域を対象にしたそういう調査をするという形になるのではないですか。いつまでも続けていくという。残された課題というのは、私は全市民的な対応で解消していくと思うんですよ。

今年度じゅうに見直しを図るという方向性を出していただけませんか。これまで何度か見直しという言葉を書きましたけれども、どんな見直しの方向性なのかが見えないんですけれども、その見直しの方向性をお示ししたいと思います。

保育行政につきまして、厚労省はまだ決めていません。私が言ったように、2010年から2011年の通常国会に出して児童福祉法を改悪するという方向なんです。尋ねますが、もしこれがこういう方向で改悪された場合、直接契約という形になるわけですが、去年の9月議会でも質問しましたように、直接契約になれば、必ず障がい者とか低所得者とか、こういうところが排除される。経営としてやっていこうと思えば、要は、手のかかる子を入れるよりかは、手のかからない子を入れたら保育士が少なくて済む。そういう経営そのものの観点で言ったら、排除されていくという可能性が高いんですよ。行政はそれをつかまない、直接契約ですから。その園が、「いやいや、もう定員いっぱいですから受け入れられません」と言われたら、もうそれ限りでわからない。そういう意味で、公的保育というのは、行政が掌握をして、入所をさせていく、加配を付けていくという形になっていますから。

しかし、この直接契約で保育そのものを自己責任、入るということを園に自己責任にしていった場合、大変な事態になると思うんですよ。厚労省がこれを本当に国の法律として決めた場合、行政はどういうふうにされるのか。そのまま投資をされるのか、野洲としてどうされるのか、それをお尋ねしたいと思います。

教育方針ですが、今言われた学習指導要領、かなり問題点があって、教師の中からも出てきておりますし、もっともっと今まで言われてきた総合学習、さまざまな部分でもっと基礎学力を付けていくとかいう意味においては、かなり詰め込みの教育になるおそれがありまして、移行期間で研修やら準備しているということですが、これは、最後は子どもに負担が行くのでね。だから、そういう意味で、現場で先生が一番苦勞され、そして、最後にしわ寄せが子どもに行くということに対して心を痛めているんです。野洲市として、本来ならば、学習指導要領を改訂せんといてくれというて私は言ってほしいんですけれども、教育長はどういう見解をお持ちなんでしょうか。

全国一斉学力テストですが、学校の改善をしていく意味でこれが非常に有効だというふうにおっしゃいましたが、先ほど私が言いましたように、生活実態調査も兼ねて行ってきて、いろいろ問題点が明らかになっているんだったら、本当に文科省として所得の格差によって学力の格差が出ているとするならば、所得の格差を縮めるとか、義務教育は全額無

償にしていくという部分が必要だと私は思うんです。今本当に大変な非正規雇用の労働実態で給料も少ないということで、子どもがリコーダーを持っていくのに、普通のリコーダーじゃなくて、百均で買ったリコーダーを買って持っていく、音が合わないとか、コンパスも百均のコンパスで、描いた円が最後合わないというふうなことが教師の方から実態が言われているんです。子どもの持つてくるのが本当にそういった親の経済力によってそろえられない子どもが出てきているという意味で、本当にそういう中で就学援助制度も野洲の場合は生活保護基準の1.2ですよね。生活保護基準がどんどん下げられていっているんですよ。母子家庭の加配を今年4月からなくすとかいうふうな形で、生活保護基準とか、そういった基準がどんどん下げられて1.2やから、1.5とか2とかいう形で生活の大変の部分の就学援助をもっと引き上げて、幅広く適用できるようにして、経済格差によって学力に差がつかないようにしていくとか、いろんな対策が必要だというふうに私は思うんですけれども。

それと、全員子どもからこういった調査をしなくても、学力世界一と言われているフィンランドでは、5%の子どもの抽出のテストという形で、十分その地域、その学校の傾向はつかめるといふふうに言われていて、されているんです。だから、こんな57億もかけてこんなところにお金を使わずに、本当にそういうようなことを就学援助の手当に使うとか、いろんな意味でもっと現場から国に声を上げていってもらいたいということも必要ではないかと思うんですけれども、見解を求めます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

代表質問で本質問より長い再質問をいただいて、ちょっと当惑しておりますけれども、全部控えられたかどうかですけど、順次お答えさせていただきます。

まず、市内での内需の拡大の問題ですけれども、これは私は就任当初から申し上げていまして、5万人のまちだったら5万人並みの消費がある、それなりのいろんな経済が動くはずですが、それから見るとまだまだ余地はあると申し上げていまして、野洲の中でいかに内需を拡大していくかということが課題だと思っております。

ただ、野洲の場合は製造業がかなり立地していますけれども、最終製品をつくっているところはごくわずかでして、なかなか野洲の大きな事業所でつくられたものが市民に回るというのはかなり困難です。動くものとしては、食品ですとか、農産物ですとか、サービスあるいは飲食の部分かと思しますので、特にご指摘のように、農産物につきましては、

これは就任以降本当に積極的に回りまして、先ほどもご紹介しましたように、6,000人の給食に対して恐らく五、六千人の企業・事業所での食堂の需要があるだろうと。合わせて1万2,000人ぐらいの方に少なくとも昼食で野洲産のお米、野洲産の野菜を食べていただきたいということで動いておりまして、今、大きな事業所からかなり手ごたえのいい返事を聞いています。

ただ、幾つか課題がありまして、例えばお米ですと、市内の大きな事業所は無洗米を使っているようであります。これはもともと環境配慮、あるいは食味がいい、栄養価が高いということもありまして、水も余り使わないということで、そういう形でいかに供給できるかが1つ課題ですが、そういったこともできるだけ解決して、事業所での数千人の方への、少なくとも野洲産のお米、そして、期間限定で野洲の野菜をとということを考えています。

これまでですと、使われるすべてが野洲産でないのだめだということだったんですけれども、そのあたりも相手も柔軟に考えてくれていまして、例えば野洲産だけでニンジンが1トン賄えないのだったら、残りは他のでも調達しようとか、今、柔軟に対応してくれていますので、ぜひそういう方向でやっていきたいと思っています。

それと、市内の飲食店だとかいろんなサービス業も、できるだけ市内の方が利用して、経済が拡大するような取り組みも今考えておりますので、今後進めていきたいと考えています。

それと、リフォームに絡めて建設業への発注のことをおっしゃっていただきましたけれども、耐震対策が遅れていまして、今はまだ手続の段階ですけれども、できるだけ早く進めたいと思っています。ただ、すべてが市内と言われると、それはいろいろ能力とか業種がありますから無理ですけれども、できるだけ地方自治法の発注の要件、競争性を保たせながらも市内に発注が受けていただけるようにしていきたいと思っています。

リフォームに関しましては、あと、バリアフリーでの支援を行っていまして、これは県の支援がどんどん減ってきたので減らそうかという案だったんですけれども、あえて持ち出しをふやしてでもバリアフリーの支援、これは高齢者の方と障がい者の方、現行どおり維持しています。県からの補てんからすると、ほとんど微々たるものになっていますけれども、市の独自財源を使って、現状維持をしています。これはリフォームにつながると思っています。

それと、何でもいから家を改造していただくというよりは、本当にいい形でという

ので、例えば断熱効果が高い、あるいは環境にいいような形のリフォームだとか新築に対して何らかのサポートする仕組みを、いわゆる環境配慮から、今、いろんなところでグリーンハウジングだとかグリーンビルディングということで、トータルに総合的に環境にいい建物に支援をしようという動きがありますから、野洲もそういった取り組みを進めようということで、今、検討をしております。

それと、同和行政につきましては、調査につきましては、これは従来から調査をするということで、私も、残る課題は存在していると思っておりますけれども、見直しをするにあたっては何らかの基礎的なデータが要ります。今回もいろいろ中で見直しの議論をしましたがけれども、これまでは調査を踏まえてでない、調査結果を待ってでない、とだめということにしていたということで、余り手が付けられておりません。この調査結果を踏まえまして、本当に残る課題が何なのか、その課題の解決のためにどういう施策が必要かという観点から同和施策の見直しを行っていきたいと考えております。

あと、保育所につきましては、仮定の話で、国の制度が変わったらどうするかということですがけれども、これにつきましては、先ほどお答えしましたように、当然、国の制度の拘束力の範囲は従わざるを得ませんけれども、野洲の子どもさんたち、あるいは保護者の形たちにとって一番いい形での保育行政が進められるような形で市としては受けとめて対応していきたいと考えております。

以上、再質問にお答えいたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目は、学習指導要領についての見解でございますが、今回の学習指導要領の改訂のポイントというのは、前の学習指導要領から引き継ぎました、生きる力をどういうふうにはぐくむかということ、それから、もう一点は、活用する力、基礎基本の知識をいかに活用していくかという、そういった力を付けること、それから、言語能力の力を付ける、このあたりが今回の改訂の中心だろうというふうに思っております。

野並議員のおっしゃいましたように、知識・理解の量を余りにも追求いたしますと、かつて、今から30年ぐらい前に詰め込み教育と言われた、このようにまた振り子が逆向きに行くと、これはまた子どもたちに過重負担を与えることとなります。したがって、今現在ですが、前の学習指導要領で気遣ってきました総合的な学習とか、あるいはいろんなものを考えたり、体験したりする学習を引き継ぎながら、けれども、少し学習内容の量

が少なくなったんじゃないか。そこを補いまして、基礎基本の力をきちっと付けながら、生きる力、活用する力を付けていこうと。このあたりを、現場の先生方と研修を共にしながら、学習指導要領が本当にねらっている力を付けていきたい、そんなふうに考えております。

2つ目の全国の学力・学習状況調査でございますが、確かにこの結果を踏まえまして、どういうふうな対策をしていくかということが一番大事なことであろうと思います。なかなか今の現在の経済状況の中では、ハード面の対策というのはかなり難しいことだろうと思います。例えば施設をつくるとか、あるいは人をどっとふやすということはなかなか難しいこと。したがって、今、学校では、特にソフト面といいますか、いかに学習を工夫したり、あるいは知恵を出して子どもたちにわかりやすい授業をしていくとか、あるいは学校でどういった力がすぐれていて、どういった力がまだ足りないかということは、この学習状況調査で非常にすっきりと結果が分析できます。ものを発言する力が強いとか弱いとか、あるいは書く力がどうだとかということがわかりますので、そのことについて学校で対策が立てられると。

もう一点は、悉皆調査でございますので、一人一人のそういった分析ができます。学校では、この結果は一人一人に対しまして、1対1で話をしながら、この結果を返して、そして対応しておるところでございます。そういった面で、学力テストを個人に返したり、学校独自で分析をして、そしてその学校で学力向上対策を立てていくと。こういうふうな意味合いで全国学力・学習状況調査を活用していくということが非常に大事になってくることかなと、そんなふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 今、市長から、内需の拡大、野洲の資源を大いに使っていくという意味でお答えをいただきました。農業でなりわいできる、農業で生活して、それで食べていけるというところを、やはり、これだけ野洲の中で農家の人口が多い中で、ここが本当に活性化をしていったら野洲のまちはもっと活性化するなというふうな部分があると思います。そういう意味で、私は、国の施策がああいう状況ですけれども、そういう中で、もっともっと野洲の中で食べていける方策を本当に農家と行政と一緒にやっていただきたいという思いを持っておりますので。それを、ないものねだりをするのではなくて、あるものを生かしていくということを本当に追求してほしいなというふうに思います。

今言われた環境に優しい、そういう意味でのリフォームというふうな部分で、あんまり狭くすると使えないんです。耐震改修のあの改修も、どうせ柱やら壁やら何やらやるんやったら、台所も水場もというふうな形。けども、それは入りませんよと。柱や壁だけのそういうのは耐震やけども。けど、お金がかかるのは水回りなんですよ。という意味で、あんまり狭く物事を考えると使えないんです。水洗化補助金もそうでした。あれも50万円ということで、あれも水洗だけやったんですよね。けども、トイレを直すときには台所も一緒にやりたいと。それは台所はあきませんやったんですよね。だから、そういう細かな部分ではなくて、広くそれもあわせてやれるという、そういう考えで、より効果的に使えるような、そういうものを検討していただきたいというふうに思います。でき上がってしまった時点でものを言っているにあきませんので、こういうふうにしてほしいということを先に提案させていただきます。

あと、同和行政の部分も、今まで本当にデータをとって、そのデータがどう生かされたんかなど。5年ごとに調査だけは冊子をいただきますが、その5年ごとの調査の結果を見ましても、何かいつも同じようなことが書いてあるなというふうな思いをいたしておりますので。だから、そういうふうな意味では、本当に同和行政を終結していくという方向で私は見直しをしていただきたいというご答弁をいただきましたけれども、そういう明確なご答弁ではなかったんですが、やはり、そういう意味できちっと見直しというのを、終結を目指して見直していくというご答弁をされるのか、いやいや、まだまだ永遠に続けますよという思いで見直しをされるのか、二者択一、質問します。

あと、学習指導要領の部分、これ、国がどんどんやっていっている中で、犬山市では参加しないということで、犬山市だけじゃなくて、もうちょっと出てきております。ある一定傾向はつかめたと思います。個々の1対1の対応と言われますけれども、その年の6年生、中学2年生だけですから、全員の対応にはならないんですよ。だから、これはあきません。それは先生が一番よく知っておられるんです。毎回テストもされて、この子はこういうところがちょっと苦手だな、こういうところを伸ばしてやらないといけないというのは、担任の先生が重々お知りです。ですから、この学力テストをやったことによってじゃなくて、やることによって子どもにストレスがかかっているということと、学校にストレスがかかる。全部順位も出ますから。学校も子どもにもストレスがかかるということで、学力テストに参加しないという方向をぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ご提案ではあったんですけども、農業につきましては、私も自立できる農業を市内で進めていただきたいというふうに思っています、支援をしていきたいと思っています。ただ、農業だけで本当に成り立つかどうかといいますと、これは言葉のことですけど、百姓というのは農業じゃないという知見がありますが、お米とか農業だけで生活してきたというのは歴史的にはないと言われていています。やはりさまざまなことを組み合わせながら成り立っていますので。米作農業ですと、空きの時間というのは他に使われることもあると思います、業種によって違うと思いますから。いずれにしても、農業を主にして生計、職業として成り立つというあたりをきちっと押さえて支援していきたいと思っています。

あと、同和行政につきましては、終結を目指して見直すというよりは、同和問題の残る課題をきちっと押さえて、解決を目指して、当然そのときに解決されれば施策が要らないと思っておりますので、終結を目指してやるというものではないと思っています。課題解決を目指すという強い意思のもとに皆さんと一緒に見直し、当然必要な施策が効果があるかどうかを見直していきたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 野並議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

ただいまございました全国の学力・学習状況調査のことですが、もう一点は、スタンダードな評価と検証ができるということもあろうかと思いますが、要は、一番大事なことは、そのテストをした後の学校改善、学習改善を図っていく過程が一番大事だろうと。先ほども申し上げましたけれども、これを繰り返し話をさせていただきまして、4月21日に今年度ございますけれども、野洲市としては全国学力・学習状況調査については参加をするということで答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を2時30分といたします。

（午後2時13分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊政会、第21番、田中栄太郎君。

○21番（田中栄太郎君） 平成21年第1回野洲市議会定例会において、豊政会を代表

いたしまして質問させていただきます。

まずは、平素は山仲市長を中心に、各職員におかれましては、市民福祉向上のためにご尽力いただいておりますことに敬意を表する次第でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

現在、我が国の経済動向については、昨年に関じたアメリカ発の金融恐慌により大きな影響を受け、企業収益が減少し設備投資は弱含みしており、あわせて雇用情勢は悪化しつつあります。先行きについては当面世界経済が減速する中で、さらに金融危機の深刻化や景気の一層の下揺れの懸念、株式・為替市場の大幅な変動などから、景気の状態はさらに厳しいものになると見込まれております。特に、雇用情勢は急速に悪化しており、雇用機会の確保・充実が喫緊の課題であると共に、解雇・雇いどめによる非正規労働者の再就職、住宅確保が急務となっています。国においては昨年10月の生活対策に引き続き、今般、生活防衛のための緊急対策を決定し、雇用維持対策や再就職支援対策と共に、住宅・生活対策として、社員寮の維持使用などを打ち出したが、先行き不透明な現下の情勢は一刻の猶予もならない事態であり、解決すべき重要課題であります。

このような中、平成21年度の国の予算編成においては「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、引き続き「基本方針2006・2007」に即した最大限の削減を行うとのことである。また、「基本方針2006」で示した5年間の歳出改革の3年目にあたり、これまで財政健全化を今後も継続していき、引き続き歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、真に必要なニーズに応えるために財源の重点配分を行うと共に、政策の棚卸し等を徹底し、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制するとしています。

また、県の平成21年度の予算編成方針を見ますと、「県民の命と暮らしを守り、次世代を育成する」と基本方針で述べられているものの、年間400億円を超える財源不足額が見込まれることから、財政再建団体への転落を回避するという強い危機感のもと「滋賀県財政改革プログラム」を策定し、収支改善に向けた具体的な取り組みを進め、さらに昨年8月に策定した「経営の基本方針」において行政改革を着実に、かつ徹底して取り組むと共に、より一層の重点化を図りながら、全庁を挙げて財源不足の縮減に取り組むこととしています。

さて、本市の財政状況については、大手主要法人における企業収益の減益により法人市民税の大幅な落ち込みが見込まれ、この状況は数年間続くものと予想される。平成18年10月に策定をした「野洲市財政健全化計画」を着実に実行しても、なお収支バランスは

とれないという状況であることから、さらなる見直しを進める必要があります。歳出において施策の成果水準を可能な限り下げずして、いかに行政コストを削減できるかという課題に対し、組織を挙げて対策を講じていくことが必要であります。

また、「人権・教育・協働」を基軸に、第1次野洲市総合発展計画に定める都市像や35の施策目標を効果的に実現し、納税者である市民の信託に応えていくためには、真に求められているニーズと市民の声を真摯に受けとめ、取り組むべき課題を的確に認識し、施策や事業の優先度を冷静に見極め、例年に増して厳格な対応を行わなければなりません。

今回のような社会情勢による財政危機に至っては、発想を大胆に転換し、厳しい状況下に置かれてこそ発揮できる英知を結集し、市長のマニフェストである「もっと野洲21計画」にある「もっと元気に、もっとしっかり安全に、もっとワクワク楽しく、もっとのびのび自由に」の実現に向け大いに手腕を発揮していただくことをご期待申し上げます。

まず、行財政改革について伺います。

市長は去る3月2日に招集いただきました平成21年第1回野洲市議会において、市政の最優先課題として、財政再建と財政力の強化に取り組んでいく中で、一般会計総額160億1,100万円、対前年度比7.7%減、特別会計111億9,224万3,000円、対前年度比17.5%の緊縮予算を提案されました。これは歳入において、当初の見込み以上に法人市民税等の収入の落ち込みが大きな要因であり、歳出においては21年度に予定をしていた計画の縮小、事業の延伸、凍結等により編成を行ったものと理解します。

本市においては行財政改革の一環として、特別職の給与削減、職員数の削減、管理職手当の削減を行ってこられました。今般提案された組織改編案については、職員の適材適所、適正配置の観点から市民ニーズに合った組織再編なのか、また、職員の職務に対する意識の高揚を引き出させる効果も考えておられるのか見解を伺います。

また、22年度にはさらなる歳入の落ち込みが予想される中で、市債償還のピークを迎えることから、早急に健全化計画の改善プログラムを構築して、その備えを行わなければならないと考えるが、見解を伺います。

次に、同和対策事業について伺います。

我々は前市長である山崎市長のときから、同和対策事業についての見直しと推進のあり方を訴えてきましたが、一向にその動きが見えてこないのが現状であります。本市においても旧町時代から同和対策基本計画に基づき、事業の取り組みを推進する中で、一定の成果を上げてきたのではないかと考えます。人権、信条、性別、社会的身分または門地によ

り、政治的、経済的または社会的関係において差別されないと、法のもとで平等をうたっていますが、現実の社会ではさまざまな差別が生じており、人権問題は生命を脅かす重大な社会問題であります。多くの市民の努力により同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として差別事件が起こっております。本市においても差別落書き事件、土地差別等の差別事件が後を絶たない状況下であります。差別を生み出している原因を根本的になくし、残された課題解決のため、同和対策基本計画や人権施策基本計画を策定され推進を図られています。厳しい財政環境下において効果的な対応が求められているが、事業の推進における残された課題等の検証や推進のあり方を含む事業全般の見直しについて今後の見解を伺います。

次に、地域医療の支援について伺います。

全国的課題となっております医師不足、医師の偏在、病床の閉鎖、医師の大量辞職、患者のたらい回し等が大きな社会問題となっております。10年ほど前には医師が飽和状態であり、地域医療については余り問題がなかったようでございます。

しかし、本市をはじめ多くの自治体にそのツケが回っています。本市の地域医療の拠点ともいべき野洲病院においても例外ではなく、さまざまな問題が山積をしております。平成21年度予算において、地域医療体制を維持するため地域医療医師確保助成金2,000万円を計上されているが、診療報酬改定に伴う病院収入減少、また、後期高齢者制度開始に伴う高齢患者の費用負担の増大による受診抑制が病院経営を圧迫している。さらに、日進月歩の治療開発の結果、新たに必要な機器や設備が必要となり、質の高い医療の維持の保持が困難になっており、旧病棟の耐震化、医師や看護師の確保、また、地域の開業医の方との連携についても課題が残されているのが現状であります。本市に住む市民が医療で心配をしないような頼れる野洲病院、安心の野洲病院のあり方、支援についての見解を伺います。

次に、教育についてお伺いたします。

先の教育長の教育方針を伺うと、21年度には教育行政の更なる推進のために、6つの柱を中心とした施策展開が行われると力強く述べられました。我々も野洲市の未来、そして日本の未来を担ってくれる子どもたちが人間性豊かに、また健やかに育ってくれることを常に念じております。しかし、現在の子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきております。少子化の進行、陰湿ないじめや生徒間の暴力、保護者や教師に対する暴力、情報化の進展、地域で子どもを育てるといった意識の希薄さにより大きく教育力が低下して

いるように思われます。また、ゆとり教育の弊害も学力低下に大きな影響を及ぼしております。さらに、最近ではモンスターペアレンツといった言葉まで生まれてきており、学校経営に大きな影響を与えているやに聞き及んでおります。

学校教育とは教科のみ教える場ではなく、知育、徳育、体育等をそれぞれバランスよく指導することが求められております。教育長が目指す学校教育の中での社会教育をどのように考えておられるのか、見解を求めます。

次に、次世代育成支援行動計画について伺います。

我々、豊政会は先日、東京都町田市において、「町田市子どもマスタープラン」事業についての視察研修を行ってまいりました。町田市においては大きな成果が3つありました。市内の中高生による「子どもマスタープラン子ども委員会」を組織化し、子どもの意見反映を実現された。2つ目には、3つの専門部会がありまして、全体会との連動により、さまざまな角度からきめ細かな議論が行われた。3つ目に、行政と民間事業者との意見交換により、公と民の新しい可能性がつけられてきたというものであり、子どもが主体となるための「支援の仕組み」をつくり、大人の責務を明確にしておりました。

本市におきましては、平成15年度に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子育て家族を対象として、本市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的にまとめられたものでありますが、この行動計画の期間は平成17年度から5年間の前期計画として、見直しを平成21年度に行い、平成22年度から5年間の後期計画を定められることになっているが、前期計画の取り組みはどうであったか、それを踏まえ後期計画が平成21年度に見直しされるが、この行動計画をどのように生かして実践していけるのか、見解を伺います。

次に、農業政策について伺います。

先月24日、政府は農地法改正案を通常国会に提出しました。改正案は「耕作者自らが所有することが最も適当」とした現行法の目的規定を見直し、「農地を効率的利用する利用者主義」へと基本理念を改めようとしています。昭和27年の農地法制定以来の抜本改正になります。

改正案の柱は、転用規制の厳格化による農地確保、貸借による農業参入の拡大、担い手への面的集積の促進の3つであります。この改正が実施されますと野洲市の農政にも大きな影響が考えられますが、特に担い手対策について伺います。

市長の施政方針では、「集落営農組織の経営基盤の強化と、農地集積を目的に、米の共同

販売化に取り組む営農組織に助成」とあり、予算も200万円計上されております。市の独自施策として一定評価はしたいと思っております。しかし、本来、平成19年から始まった制度により、平成23年には認定農業者か法人格を持った集落営農組織でないと経営施策の対象としないとされているのはご存じのとおりであります。この予算200万円が、その最終目的、法人化にどのような効果を発揮するのか、平成23年には市内で幾つの集落営農組織が法人格を持つと予想されているのか、それは市内面積の何割をカバーするのか、質問いたします。また、法人化できなかった集落営農組織の農地はどうするのか、誰がその農地を守るのか、お伺いいたします。

現在、107名の認定農業者がおられますが、市のこの施策は地域で組織する集落営農組合と今後どのように整合を図っていかれるのか、見解を伺います。

我々は、集落営農組織や認定農業者の積極的農業投資に対して、市単独でその借金に対する利子補てんを要求してきましたが、その検討はなされたのか、されていないのか、また、されているとすれば、中身はどうだったのか、お伺いいたします。

次に、地域経済活性化について伺います。

前段にも申し上げたとおり、世界じゅうは未曾有の不況に落ち込んでいます。本市内で商売をされている方々にも大きな影響を及ぼしております。国や県は当然のことながら、全国の自治体はこぞって特色を生かした地域経済活性化のための施策を展開している。例えば地域振興券の発行もその1つであると思っております。商工会、工業会等を巻き込んだ地域経済活性化のための手段を講じなければなりません。我々はその起爆剤となるのが定額給付金だと考えます。

本市の試算を見ますと、受給者数は5万548人、1万2,000円、2万円の給付を合わせますと約7億6,000万円の給付金が支給されるわけでありまして。この給付金を預貯金に預けてもらっておくのではなく、地元で使ってもらい、内需拡大に向け策を講じなければならないと考えております。

そこで、この給付金を使ってもらい、地域経済活性化の起爆剤になるための方策をお考えなのか、伺います。さらには、市内商工業者への本市独自の支援対策をどのようにお考えなのか、見解をお伺いいたします。

次に、工業振興策及び市街地整備について伺います。

市長は施政方針で述べておられますように、現下の経済情勢は世界的な不況に置かれ、産業界もまた先行き不透明であります。しかし、本市はIT産業を核として先端企業が集

積する恵まれた地域であり、こうした立地条件を生かして、さらに企業立地促進法に基づく野洲市基本計画の同意を受け、IT産業のまちとして将来性が期待されているところがあります。

また、本市の市街化区域は全面積の約12%であり、近隣市と比較すると湖南地域では最小であります。しかも、既存の市街化区域では新たに住宅地として開発することは不可能な状況であります。職場と住居が近くにあることは、単に本市の税収に貢献するだけではなく、遠距離通勤によるエネルギーを削減し、勤労者の負担削減や地球環境の改善に貢献することになります。

将来に向けての税収を確保し、産業と住居のバランスあるまちづくりをどのように推進しようとしているのか、IT産業の誘致を中核とする工業振興策及び市街地整備に対するお考えを伺います。

次に、道路整備について伺います。

車社会の発展により主要道路の渋滞は激しくなる一方であります。本市を通る主要な国道・県道は朝夕において慢性的な渋滞を起こしている箇所が数多くあります。例えば、国道8号線の大篠原地先、同じく8号線の三上交差点付近、また、野洲病院前の変則交差点、野洲川大橋西詰め交差点付近等々があります。道路整備を進めることは、渋滞緩和対策はもとより、周辺に住まれる方、通勤・通学の交通安全対策にもつながるものであります。また、災害などが起こった場合の防災対策上においても欠かせない問題であり、その解決策の1つとして湖南幹線道路の整備が必要だと考えます。既存の道路整備、新たな改良、整備も含めて見解を求めます。

次に、排水対策について伺います。

本市の東西に位置する野洲川、日野川の大規模改修が進み災害の危険性は低下したものの、これら以外の童子・家棟川などをはじめとして、市内の中小河川改修、整備は十分な状況ではありません。

地域開発、農地等の宅地化により、河川流域の環境の変化が著しく、集中豪雨の際には駅前等において浸水被害が発生しております。このような地域への排水対策について都市排水路の整備が必要と考えるが、見解を求めます。

以上、豊政会を代表いたしまして質問させていただきます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 豊政会の田中議員のご質問にお答えいたします。

なお、教育委員会に関わるご質問につきましては、教育長の方からお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の行財政改革についてのご質問にお答えいたします。

今回の組織・機構の見直しは、「市民にも職員にも素直でわかりやすい組織」ということを方針にいたしまして、具体的には、市長直轄組織である「まちづくり政策室」を発展的に解消いたしまして、本市の最優先課題となっている経営改革を迅速かつ大胆に進める体制として、企画調整、財政、行政改革等を一体的に取り組む「政策調整部」を設置いたします。

また、防災、防犯や市民に直結する自治会業務、協働推進の取り組み等を、新たに「市民部」を設置することにより、取り組みの強化を図ると共に、市民にもわかりやすい組織といたしました。また、人事異動方針を庁内で共有し、職員の職務意識の高揚を図ってまいります。

次に、健全化計画の改善プログラムについてお答えいたします。

平成18年度から開始した財政健全化の取り組みにおいて、既に幾つかの計画や指針を策定し、実施してきました。しかしながら、これらは、具体性や実現可能性において課題があると共に、さらには、今回の法人市民税収の落ち込みという急変事態の前に策定されたものであることから、その内容・規模の大幅な見直しが必要になってきていると考えております。

今後の財政健全化対策の推進に向けましては、これらの計画と指針を全体的に強化すると共に、より実効性を高めるため、個々の事務事業、施設等を単位に、具体的にどのように見直そうとしているのかを明示した「(仮称)集中改革プラン(素案)」を本年5月には策定し、議会及び市民・団体の皆様と活発な議論を深めまして、成案化を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の同和対策事業についてでございますが、ご質問の残された課題といたしましては、地区住民の自立支援に必要な進路保障や安定就労等のソフト面の取り組みや、依然として差別事件が発生するなど、教育・啓発にも大きな課題が残されているものと認識しております。今後も引き続き、地域総合センター及び有隣館を中心としまして、地区住民の自立支援に必要な各種相談援助事業や地区内教育・啓発を実施してまいります。

また、同和対策事業の見直しにつきましては、今日までの各施策の達成度や残された課

題を見極め、そして、その施策の活用方法や必要性を判断しながら、同和対策基本計画の一部見直しを検討し、中でも、個人施策につきましては、今年度中を目処に、見直しの方向性を見出すよう進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の地域医療の支援についてであります。野洲病院においては、国の医療制度改革に合わせて、地域の中核病院としての役割を果たすべく、救急医療、周産期医療の充実や地域医師会の在宅支援病院となるよう、回復期病床、訪問看護、リハビリの充実を図り、野洲病院を基点に近隣病院や診療所等との連携を進め、市民に信頼される病院運営を目指していただいております。

しかし、近年の研修医制度の改編や過重労働からの退職などの影響により、野洲病院においても医師、看護師の確保が厳しい状況にあります。また、医療制度改革による影響や常勤医師の開業などにより病院経営も厳しい環境にあることから、地域に必要な診療科目の見極めや病診連携等により効率的な病院運営がなされ、地域の中核病院として機能するよう、行政、病院、社会福祉施設、地区医師会等で構成する協議会を新しく設けて、地域医療のあり方を論議すべく、準備を進めているところであります。

ご質問の野洲病院のあり方や支援につきましても、その協議の中で、幅広い観点から検討していただきたいと考えております。

また、これまで進めてきております、市と野洲病院で構成しております「地域医療推進委員会」におきましても、両者の連携を密に図り、市民への情報提供に努めてまいります。なお、小児救急部門の医師確保が近々の課題でもあり、地区医師会との連携を図りながら小児救急医療への充実も図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の次世代育成支援行動計画の推進につきましては、平成15年7月に制定されました「次世代育成支援対策推進法」に基づきまして、本市において平成17年3月に計画を策定し、その設定した目標が達成できるよう推進しているところであります。

本市におきましては、国が示しております14事業の目標設定のうち、前期計画の5年間におきまして、10事業について目標値を設定しております。現在、4年目ではありますが、目標値設定事業のほとんどの事業において目標値を達成している現状であります。

また、前期行動計画が、平成21年度までとなっていることから、来年度の策定業務の基礎資料とするため、本年度、子育てに関するアンケート調査を、就学前の子を持つ家庭1,800件、就学児童を持つ家庭1,600件を対象に1月末から2月にかけて実施し、その調査結果を取りまとめ、現在、分析を行っているところであります。

来年度に組織する「野洲市次世代育成支援対策地域協議会」には、子育て関係の委員の他、民間事業者と公募委員の参画により、提言をいただきながら、前期行動計画策定から現在までの地域の社会環境や前期行動計画の達成状況、さらに子育てに関する市民のニーズを的確に把握し、前期行動計画の総括と事業の見直しを行い、平成22年度から5カ年の後期行動計画の策定を進めてまいります。

また、後期計画策定後には、数値目標を設定した事業につき、達成状況を把握しまして、未達成の場合には、要因の分析などを行いまして、利用者の視点に立った点検・評価と改善を実施してまいります。

続きまして、6点目の農業政策についてのご質問にお答えいたします。

予算200万円が法人化にどのような効果を発揮するかについてでございますが、今回の予算計上は、米の協業化促進を目的に実施するものでありまして、米の協業化を促進することで農地の集積が図られ、法人化にも有効に機能するものと考えております。

次に、23年までの集落営農組織の法人化であります。野洲市水田農業ビジョンでは、12の集落営農組織が法人となつていただくことを目標としております。面積はおよそ3割となります。認定農業者につきましては33%でございます。

法人化できなかった集落営農組織の農地につきましては、国では、さらに5年間法人化への猶予が示されており、引き続き、法人化が図られるよう経営能力を持ったリーダーの発掘と育成に努めるなど、総合的な観点から取り組みを進めてまいります。

次に、認定農業者と集落営農の整合性についてですが、経営的には認定農業者は自立されており、集落営農活動組織の経営が脆弱であります。つきましては、両者を対等な経営体に育成した上で、集落営農による経営基盤を整えば、集落内で話し合いにより農地集積等のあり方を検討することが容易になると考えております。

次に、機械・施設に対する借金への利子補てんでございますが、担い手農家等が借り入れされる資金に対して、現在、制度資金により利子補給を実施しており、それをご活用願いたいと考えております。なお、市単独での制度は今のところ考えておりません。また、機械などの助成制度につきましては、国等の制度をご活用いただけたらと考えております。

次に、7点目の地域経済活性化についてのご質問にお答えいたします。

議員ご提案の定額給付金を起爆剤とした地域振興券の発行による地域経済活性化のご提案につきましては、市内に相当な経済効果が生じ、地域の活性化につながるものと考えております。

こうした取り組みは、地域商工団体の主体的かつ積極的な取り組み姿勢が不可欠であり、既に商工会では、他市の事例を参考に、独自の地域経済活性化策の検討をされているところでもあります。これまで商工会が培ってこられた経験や手法が集約された斬新な地域経済活性化策が、時宜を逸することなく、展開していただくことを期待すると共に、市も一緒に知恵を絞っていきたいと考えております。市といたしましても、原則は既定予算の中で工夫しながら取り組んでいただくことを提案しておりますが、必要であれば追加的な資金援助についても工夫をしていきたいと考えます。

いずれにいたしましても、地域経済の活性化に向け、商工会と共に問題意識を持って、地域活性化に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、8点目の工業振興策及び市街地整備についてのご質問にお答えいたします。

最初に、工業振興策についてであります。企業立地促進法に基づく国の同意を得た後、2社の大規模な新規事業展開を見ることとなりました。しかしながら、昨年秋以降の景気悪化による影響で、計画されていた設備投資の一部が見送られているのも現状であります。現下の経済情勢を考えますと、企業の積極的な設備投資はしばらく期待できないと認識しております。このような状況において、総合的な地域活力を高め、IT産業はもちろん、それだけにとらわれず、多様な産業の成長を促すことが何よりも重要と考えております。

次に、市街地整備の考え方ですが、本市におきましては、平成18年度に策定した都市計画マスタープランにおいて、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針を定め、計画的なまちづくりを進めてきております。

今日では、市街化区域の空閑地がほとんどなくなったことから、市街化調整区域の幹線道路沿いでは、部分的な農地転用が行われ、沿道サービス等の開発が進むと予想されます。調整区域での無秩序な開発は健全な都市環境上好ましくないため、農業投資された守るべき農地は守り、駅前周辺や営農が不利で意欲の少ない地域につきましては、適正かつ効果的なインフラ整備を図り、計画的に面整備を進めることにより、地域の特性を生かした市街地整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、9点目の道路整備についてお答えいたします。

現在、野洲市内各地で慢性的に発生している交通渋滞は、詰まるところは幹線である国道8号の渋滞が主たる要因であると考えております。国道8号の渋滞解消策であるバイパス整備は、野洲市の交通渋滞のほとんどを飛躍的に改善する効果が期待できることから、最優先課題として取り組んでいるところであります。

現在の状況につきましては、これまでもご報告申し上げますように、計画地域での営農、環境に対する不安が大きく、事業化に向けた同意が完全には得られていない状況が続いております。このような状況の中で、昨年7月に暫定整備案として、平面による2車線整備案を提示するなど、地元同意取得に向けた努力を続けてきております。しかし、実際には、各自治会ごとに相反する意見が数多く出ておりますので、厳しい調整が必要ですが、全線にわたったバイパスの機能を考慮した上で、地元の同意が得られる方向に向けた検討と協議も必要であると考えております。

また、湖南幹線の整備状況について申し上げますと、現在、栗東市内で整備を実施中でありまして、当面は県道守山栗東線、いわゆる琵琶湖大橋取付道路までについて、平成24年度の供用を目処としておるところであります。

野洲市内の整備はそれ以降となりますが、市内の渋滞緩和の絶対条件は野洲川への新橋架橋であり、これが実現しますと平成21年度に供用予定しております（仮称）市道野洲川右岸線をもって代替し、守山市方面への動線を確保することが可能となりますので、当面、市としましては野洲川新橋の架橋実現に向けた取り組みを探っているところであります。

次に、野洲川西詰交差点改良につきましては、平成20年度で滋賀県の道路整備アクションプログラムの対象路線となり、難航しておりました河川管理者、公安委員会とも基本的な改良案で合意に達しております。現在は国庫補助事業として採択申請中であり、採択が受けられましたら調査業務に着手可能な段階となっているところであります。

最後に、10点目の排水対策についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、家棟川・童子川につきましては、一部暫定の改修はできているものの、整備は十分とは言えない状況であり、継続して治水対策等を講じる必要があると認識しております。特に、駅前周辺の排水対策につきましては、河川改修等の対応が必要であると考えておりますが、用地の確保やJR琵琶湖線の横断等のルートを選定や協議が必要であります。なお、整備にも多額の財源と年数が必要であります。

今後も継続して県等関係機関と協議を行いながら実施可能な整備計画を立案してまいりたいと考えております。

以上、豊政会の田中議員の代表質問にお答えさせていただきました。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、豊政会を代表されました田中議員の教育に関する

質問についてお答えいたします。

携帯電話に代表される情報化の急速な進展に伴い、人と人とのきずなの弱体化や家庭や地域の教育力の低下など、昔ながらのよさが次第に失われつつあります。

そのような社会の中で、子どもたちが自立した社会人として生きていくために、学校教育においては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など、知・徳・体をバランスよくしっかりとほぐくんでいく必要があります。

4月から移行措置となります新しい学習指導要領の実施においては、学校だけでなく地域や家庭が一緒になって、学力や体力の向上はもちろん、基本的な倫理観や自制心など、「心をはぐくむ」取り組みを進めていきたいと考えています。

また、社会生活を営む上では、一人一人の違いを認め、対等の立場で温かい人間関係を築けるコミュニケーション能力が求められます。

各学校では、老人福祉施設や特別支援学校などとの交流、地域の多様な人材を生かした体験活動などさまざまな教育活動を通して、人を敬う心や感謝する心を育てていきたいと考えます。それが、人と人とのきずなを深め、ひいては野洲市のまちづくりにつながるものと期待しているところです。

一方、社会の最小単位であります家庭における教育は、人づくりの土台となるものであり、基本的な生活習慣や基礎的な資質をしっかりと身に付けさせる上で非常に重要であります。

学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して、社会全体で子どもの育ちを支え合うことが必要であると考えております。

○議長（河野 司君） 田中栄太郎君。

○21番（田中栄太郎君） ただいま、市長並びに教育長から代表質問に対する答弁をいただきました。大変多岐にわたっての代表質問で、その回答については簡単明瞭で、また、懇切丁寧な回答をいただいておりますので、全般を通じて聞かせていただき、評価をさせていただきますと、前向きな回答であったものの、具体的な施策が見えてこない回答であったかなという感じがしております。

代表質問でありますので、特にご回答いただく中で、1つ目の行財政改革については、組織・機構の見直しにおいては、経営改革を迅速にかつ大胆に進めるための体制、市民にわかりやすい組織づくりを目指されることは理解できますが、そこで働く職員の資質が問われます。職員の職務意識の高揚に対して取り組みを強化されたい。

健全化計画の改善プログラムにおいては、先ほどお答えいただきました（仮称）集中改革プランを5月に策定されるということでございます。現在の行政運営での課題を、原点に立って整理を行うことが必要ではないかと思っております。

一つには、本市での企業の業績で支えられてきた法人税を全額事業に組み入れられた予算編成から、標準税率分の超過分と分けて、超過分は公共事業の一般財源に充てられた考え方とか、普通交付税で算定されている各種の事業の基準財政需要額と基準財政収入額と予算との比較、類似団体との比較等を再度詳細に検討してみる時期ではないかと思っております。

2つ目には、同和対策において残された課題に対する取り組みを早急に解決できる体制と、差別は差別とする側の問題として、今後の啓発を含む推進方策を同和対策審議会でも議論していただき、再度見直しが必要と思われる特に人権に係る職員のレベルアップが必要と思われる。

次に、地域医療の支援についてでございます。

医師会との連携と安心・安全な医療体制の整備の充実・支援を行うべきと考える。

4つ目の教育については、学校の主体的な取り組みと社会全体で支援できる体制を、教職員自らの行動が求められているのではないかと思います。いじめをはじめ、今後の教育のあり方等について、教育委員会での課題解決に向けた議論を期待しております。

5つ目の次世代育成支援計画では、他の自治体からの情報収集や市民ニーズを的確に把握することが望まれると考える。

また、6つ目の農業政策について、集落営農組織の強化で新たな施策展開を図られるが、まだまだ課題は残っているように思われます。今後の農業施策の本市独自の施策を期待しております。

また、7つ目の地域活性化につきましては、今回の定額給付金を起爆剤として、商工会でも検討されると聞き及んでおりますと、こうした取り組みをの支援を生かしていただきたい。

また、8つ目の工業振興策及び市街地整備については、企業立地促進法に基づく計画を積極的に推進されたい。そのために条件整備の計画を計画期間までに推進されるよう期待しております。市街地整備の考え方については、都市計画マスタープランにおいて計画的に進められておりますが、市街区域の拡大に向けた取り組みを推進するための方策を再検討され、本市が他の市に遅れをとらないようにされたい。

9つ目の道路整備については、国道8号バイパスをはじめ、湖南幹線、市内道路の渋滞緩和に対する整備が十分でなく、市民の声も年々要望もふえている現状である。市行政だけで解決することではないため、国や県に対してさらに財源確保に向けた強化を図られたい。

また、最後の排水対策では、家棟川、童子川等で一部の暫定改修ができていますが、まだまだ不十分であると認識しております。最近、童子川におきましては木の伐採もされております。早急な改修を期待しております。

そして、市街地の雨水対策においては、過去において質問もされております。計画策定がいまだ示されておられませんので、財政が大変厳しい、大きな金を投資していかなければならないということでもございますので、また、今のそういうような野洲駅前等の排水対策をそのままほっておかれるのか、どのように進めていかれるのか、再度、排水対策についての質問をいたします。

以上。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の再質問にお答えさせていただきます。

さまざまご提言、あるいはご指摘を賜りましたので、真摯に受けとめさせていただきます。政策づくりとか、あるいは新年度予算に生かさせていただきたいと思っております。

最後にご質問いただきました排水対策につきましては、大きな課題だと思っております。治水というのは、構想100年、計画30年と言われまして、計画があっても30年かかります。残念ながら、今ご指摘の河川にはまだ計画もございません。かつては、流路をショートカットするとか、地下河川だとかという、何かそういうことが話されておりましたが、いずれもきちっとした計画の中には組み込まれておりません。

そして、ご指摘いただいておりますように、これは県管理の1級河川でして、県の財政がかなり厳しくなってきてまして、困難な状況であります。ただ、まず計画をつくらない限りは物事は始まりませんので、現状と課題をきちっと押さえた上で、本来どういう形がいいのかどうか。恐らく市街地の排水に関しましては、河川改修という単純なものでは済みませんから、幾つかの方策が限られておりますが、それにしても大きな財政負担が要りますので、そういったことを、まず、お金よりはどのようなのが技術的に、合理的に一番いい解決策かを探った上で、着実に進めてまいりたいと思っております。

以上、ご質問にお答えいたしました。

○議長（河野 司君） 田中栄太郎君。

○21番（田中栄太郎君） 再々質問ということより、以上で豊政会を代表いたしまして質問を終わらせていただきますが、今後の財政状況下は本当に一段と厳しくなると考えるから、市民サービスに影響が起こらないよう、いち早く対策が望まれることが予想されています。

こうしたことから、市長に対する市民の期待は大変大きいものがございまして、どうぞ、市政の展望を明らかにされて、また、今日までいろいろと議会と市民の情報提供、これが今日まで抜けておったようにも感じます。これからは情報提供、情報公開を積極的に展開され、先ほど答弁されました前向きな姿勢で市長が先頭に立って野洲市のまちづくりにチャレンジされ、市民の目線で、市民が安全で安心できる施策の展開を期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（河野 司君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明11日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き代表質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時24分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年3月10日

野洲市議会議長 河野 司

署 名 議 員 奥 村 治 男

署 名 議 員 西 本 俊 吉